

# 企画総務委員会

令和6年11月29日

## 1 議案審査

- (1) 議案第48号 千代田区議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例 【資料】
- (2) 議案第49号 会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例 【資料】
- (3) 議案第50号 千代田区長及び副区長の給与及び旅費条例の一部を改正する条例 【資料】
- (4) 議案第51号 千代田区教育委員会教育長の給与及び旅費並びに勤務に関する条例の一部を改正する条例 【資料】
- (5) 議案第52号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例 【資料】

## 2 陳情審査

- (1) 新たに送付された陳情
  - 送付6-42 公共の場所における客引き行為等の防止に関する条例に関する陳情
  - 送付6-43 千代田区独自の宿泊税の導入を求める陳情書

## 3 報告事項

### 【地域振興部】

- (1) 旧箱根千代田荘 現行建物活用検討の終了について 【資料】

### 【政策経営部】

- (1) 千代田区公共施設等総合管理計画（素案）に対するパブリックコメントの結果概要について 【資料】

## 4 その他

## 5 閉会中の特定事件継続調査事項について

「職員の給与に関する条例」及び「会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例」の一部改正について

令和6年10月9日付で特別区人事委員会が行った「職員の給与等に関する報告及び勧告」等を踏まえ、職員の給与水準を社会経済情勢の変化に対応させるため、「職員の給与に関する条例」及び「会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例」を改正する。

1 改正する条例及び改正概要

(1) 職員の給与に関する条例

事項・条文		概要	施行期日	
第1条による改正	①	給料表の改定 (第5条、別表第1、別表第2)	月例給の公民較差 11,029 円 (2.89%) を解消するため、給料表を引上げ改定する。	公布の日 (令和6年4月1日から適用)
	②	令和6年度の期末手当及び勤勉手当支給月数の改正 (第21条、第21条の4)	令和6年度の期末手当及び勤勉手当の年間支給月数をそれぞれ0.1月引上げる。 (参考資料 表1のとおり)	公布の日
	③	初任給調整手当限度額の改正 (第9条の3)	安定的な人材確保を図るため、医師及び歯科医師に係る初任給調整手当の限度額を引上げ改定する。 (参考資料 表3のとおり)	公布の日 (令和6年4月1日から適用)
第2条による改正	④	令和7年度以降の期末手当及び勤勉手当支給月数の改正 (第21条、第21条の4)	令和7年度以降の期末手当及び勤勉手当支給月数の改正を行う。 (参考資料 表2のとおり)	令和7年4月1日
	⑤	扶養手当の見直し (第10条、第11条、第11条の3)	配偶者又はパートナーシップ関係の相手方に係る手当を廃止し、子に係る手当額を引上げる改定を行う。 (参考資料 表4のとおり)	令和7年4月1日

	⑥	初任給調整手当限度額の改正 (第9条の3)	第1条の規定により改正された初任給調整手当について、限度額を引上げ改定する。 (参考資料 表3のとおり)	令和7年4月1日
--	---	--------------------------	---	----------

## (2) 会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例

事項・条文		概要	施行期日	
第1条による改正	⑦	令和6年度の期末手当及び勤勉手当支給月数の改正 (第17条、第17条の2、第32条、第32条の2)	令和6年度の会計年度任用職員の期末手当及び勤勉手当の年間支給月数をそれぞれ0.1月引上げる。 (参考資料 表1のとおり)	公布の日
第2条による改正	⑧	令和7年度以降の期末手当及び勤勉手当支給月数の改正 (第17条、第17条の2、第32条、第32条の2)	令和7年度以降の会計年度任用職員の期末手当及び勤勉手当支給月数の改正を行う。 (参考資料 表2のとおり)	令和7年4月1日

## 2 新旧対照表

職員の給与に関する条例 別紙1-1のとおり

会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例 別紙1-2のとおり

参考資料

表1 令和6年度の期末手当及び勤勉手当支給月数の改正

			6月期	12月期	合計	
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員・ 暫定再任用職員	一般職員	改正前	2.325 期末 (1.200) 勤勉 (1.125)	2.325 期末 (1.200) 勤勉 (1.125)	4.65 期末 (2.40) 勤勉 (2.25)	
		改正後	2.325 期末 (1.200) 勤勉 (1.125)	<b>2.525</b> <del>期末 (1.300)</del> <del>勤勉 (1.225)</del>	<b>4.85</b> <del>期末 (2.50)</del> <del>勤勉 (2.35)</del>	
	管理職員	改正前	2.325 期末 (1.025) 勤勉 (1.300)	2.325 期末 (1.025) 勤勉 (1.300)	4.65 期末 (2.05) 勤勉 (2.60)	
		改正後	2.325 期末 (1.025) 勤勉 (1.300)	<b>2.525</b> <del>期末 (1.125)</del> <del>勤勉 (1.400)</del>	<b>4.85</b> <del>期末 (2.15)</del> <del>勤勉 (2.70)</del>	
	定年前再任用短時間勤務職員・ 暫定再任用職員	一般職員	改正前	1.225 期末 (0.675) 勤勉 (0.550)	1.225 期末 (0.675) 勤勉 (0.550)	2.45 期末 (1.35) 勤勉 (1.10)
			改正後	1.225 期末 (0.675) 勤勉 (0.550)	<b>1.325</b> <del>期末 (0.725)</del> <del>勤勉 (0.600)</del>	<b>2.55</b> <del>期末 (1.40)</del> <del>勤勉 (1.15)</del>
管理職員		改正前	1.225 期末 (0.5875) 勤勉 (0.6375)	1.225 期末 (0.5875) 勤勉 (0.6375)	2.45 期末 (1.175) 勤勉 (1.275)	
		改正後	1.225 期末 (0.5875) 勤勉 (0.6375)	<b>1.325</b> <del>期末 (0.6375)</del> <del>勤勉 (0.6875)</del>	<b>2.55</b> <del>期末 (1.225)</del> <del>勤勉 (1.325)</del>	

※表の定年前再任用短時間勤務職員・暫定再任用職員以外の職員、定年前再任用短時間勤務職員・暫定再任用職員には幼稚園教育職員も含む

会計年度任用職員	改正前	2.325 期末 (1.200) 勤勉 (1.125)	2.325 期末 (1.200) 勤勉 (1.125)	4.65 期末 (2.40) 勤勉 (2.25)
	改正後	2.325 期末 (1.200) 勤勉 (1.125)	<b>2.525</b> <del>期末 (1.300)</del> <del>勤勉 (1.225)</del>	<b>4.85</b> <del>期末 (2.50)</del> <del>勤勉 (2.35)</del>

表2 令和7年度以降の期末手当及び勤勉手当支給月数の改正

			6月期	12月期	合計	
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 ・ 暫定再任用職員	一般職員	改正前	2.325 期末 (1.200) 勤勉 (1.125)	2.525 期末 (1.300) 勤勉 (1.225)	4.85 期末 (2.50) 勤勉 (2.35)	
		改正後	<b>2.425</b> <del>期末 (1.250)</del> <del>勤勉 (1.175)</del>	<b>2.425</b> <del>期末 (1.250)</del> <del>勤勉 (1.175)</del>	4.85 期末 (2.50) 勤勉 (2.35)	
	管理職員	改正前	2.325 期末 (1.025) 勤勉 (1.300)	2.525 期末 (1.125) 勤勉 (1.400)	4.85 期末 (2.15) 勤勉 (2.70)	
		改正後	<b>2.425</b> <del>期末 (1.075)</del> <del>勤勉 (1.350)</del>	<b>2.425</b> <del>期末 (1.075)</del> <del>勤勉 (1.350)</del>	4.85 期末 (2.15) 勤勉 (2.70)	
	定年前再任用短時間勤務職員 ・ 暫定再任用職員	一般職員	改正前	1.225 期末 (0.675) 勤勉 (0.550)	1.325 期末 (0.725) 勤勉 (0.600)	2.55 期末 (1.40) 勤勉 (1.15)
			改正後	<b>1.275</b> <del>期末 (0.700)</del> <del>勤勉 (0.575)</del>	<b>1.275</b> <del>期末 (0.700)</del> <del>勤勉 (0.575)</del>	2.55 期末 (1.40) 勤勉 (1.15)
管理職員		改正前	1.225 期末 (0.5875) 勤勉 (0.6375)	1.325 期末 (0.6375) 勤勉 (0.6875)	2.55 期末 (1.225) 勤勉 (1.325)	
		改正後	<b>1.275</b> <del>期末 (0.6125)</del> <del>勤勉 (0.6625)</del>	<b>1.275</b> <del>期末 (0.6125)</del> <del>勤勉 (0.6625)</del>	2.55 期末 (1.225) 勤勉 (1.325)	

※表の定年前再任用短時間勤務職員・暫定再任用職員以外の職員、定年前再任用短時間勤務職員・暫定再任用職員には幼稚園教育職員も含む

会計年度任用職員	改正前	2.325 期末 (1.200) 勤勉 (1.125)	2.525 期末 (1.300) 勤勉 (1.225)	4.85 期末 (2.50) 勤勉 (2.35)
	改正後	<b>2.425</b> <del>期末 (1.250)</del> <del>勤勉 (1.175)</del>	<b>2.425</b> <del>期末 (1.250)</del> <del>勤勉 (1.175)</del>	4.85 期末 (2.50) 勤勉 (2.35)

表3 初任給調整手当の限度額の改正

	令和6年度 (改正前)	令和6年度 (改正後)	令和7年度 (改正後)
限度額	268,500円	275,700円	315,200円

表4 各年度における扶養手当の手当額

	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
配偶者等	6,000円	4,000円	2,000円	廃止
子	9,000円	9,500円	10,000円	10,500円
父母等	6,000円	6,000円	6,000円	6,000円

## 新旧対照表（抄）

## ○職員の給与に関する条例（第1条部分）

新（改正後）	旧（現行）
<p>（初任給調整手当）</p> <p>第9条の3 次の各号に掲げる職に新たに採用された職員には、当該各号に掲げる額を超えない範囲内の額を、第1号に掲げる職に係るものにあつては採用の日から40年以内、第2号に掲げる職に係るものにあつては採用の日から5年以内、第3号に掲げる職に係るものにあつては採用の日から3年以内の期間、採用の日（第1号に掲げる職に係るものにあつては、採用後人事委員会規則で定める期間を経過した日）から1年を経過するごとにその額を減じて、初任給調整手当として支給する。</p> <p>（1）医療職給料表（1）の適用を受ける職員のうち、採用による欠員の補充が困難であると認められる職で人事委員会が定めるもの 月額 <u>27万5,700円</u></p> <p>（2）及び（3）（現行に同じ）</p> <p>2 及び 3 （現行に同じ）</p> <p>（期末手当）</p> <p>第21条（現行に同じ）</p> <p>2 期末手当の額は、職員の給与月額に<u>100分の130</u>を乗じて得た額に、区規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。ただし、第9条の2第1項の規定に基づき指定する職員の期末手当の額は、職員の給与月額に<u>100分の112.5</u>を乗じて得た額に、区規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。</p> <p>3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の130</u>」とあるのは「<u>100分の72.5</u>」と、「<u>100分の112.5</u>」とあるのは「<u>100分の63.75</u>」とする。</p> <p>4 及び 5 （現行に同じ）</p> <p>（勤勉手当）</p> <p>第21条の4（現行に同じ）</p> <p>2 勤勉手当の額は、職員の勤勉手当基礎額に、勤務成績に応じて区規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の総額は、前項の職員の給与月額に<u>100分の122.5</u>（第9条の2第1項の規定に基づき指定する職員にあつては<u>100分の140</u>）を乗じて得た額の総額を超えてはならない。</p> <p>3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の122.5</u>」とあるのは「<u>100分の60</u>」と、「<u>100分の140</u>」とあるのは「<u>100分の68.75</u>」とする。</p> <p>4 から 6 まで （現行に同じ）</p>	<p>（初任給調整手当）</p> <p>第9条の3 次の各号に掲げる職に新たに採用された職員には、当該各号に掲げる額を超えない範囲内の額を、第1号に掲げる職に係るものにあつては採用の日から40年以内、第2号に掲げる職に係るものにあつては採用の日から5年以内、第3号に掲げる職に係るものにあつては採用の日から3年以内の期間、採用の日（第1号に掲げる職に係るものにあつては、採用後人事委員会規則で定める期間を経過した日）から1年を経過するごとにその額を減じて、初任給調整手当として支給する。</p> <p>（1）医療職給料表（1）の適用を受ける職員のうち、採用による欠員の補充が困難であると認められる職で人事委員会が定めるもの 月額 <u>26万8,500円</u></p> <p>（2）及び（3）（略）</p> <p>2 及び 3 （略）</p> <p>（期末手当）</p> <p>第21条（略）</p> <p>2 期末手当の額は、職員の給与月額に<u>100分の120</u>を乗じて得た額に、区規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。ただし、第9条の2第1項の規定に基づき指定する職員の期末手当の額は、職員の給与月額に<u>100分の102.5</u>を乗じて得た額に、区規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。</p> <p>3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の120</u>」とあるのは「<u>100分の67.5</u>」と、「<u>100分の102.5</u>」とあるのは「<u>100分の58.75</u>」とする。</p> <p>4 及び 5 （略）</p> <p>（勤勉手当）</p> <p>第21条の4（略）</p> <p>2 勤勉手当の額は、職員の勤勉手当基礎額に、勤務成績に応じて区規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の総額は、前項の職員の給与月額に<u>100分の112.5</u>（第9条の2第1項の規定に基づき指定する職員にあつては<u>100分の130</u>）を乗じて得た額の総額を超えてはならない。</p> <p>3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の112.5</u>」とあるのは「<u>100分の55</u>」と、「<u>100分の130</u>」とあるのは「<u>100分の63.75</u>」とする。</p> <p>4 から 6 まで （略）</p>

別表第1 (第5条関係)      (別紙のとおり)  
別表第2 (第5条関係)      (別紙のとおり)

別表第1 (第5条関係)      (別紙のとおり)  
別表第2 (第5条関係)      (別紙のとおり)

※改正附則は第2条部分の新旧対照表に記載

(改正後)

(現行)

別表第1 (第5条関係)  
ア 行政職給料表(1)

職員の 区分	職務の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員		円	円	円	円	円	円
	1	177,400	231,500	254,100	276,700	303,500	379,400
	2	178,500	232,400	255,500	278,600	305,700	382,000
	3	179,600	233,300	256,900	280,500	307,900	384,600
	4	180,800	234,300	258,300	282,400	310,100	387,200
	5	182,000	235,300	259,800	284,400	312,400	389,900
	6	183,200	236,400	261,400	286,300	314,600	392,600
	7	184,400	237,500	263,000	288,200	316,900	395,300
	8	185,600	238,600	264,600	290,200	319,200	398,100
	9	186,800	239,800	266,300	292,200	321,500	400,900
	10	188,000	241,000	268,000	294,100	323,900	403,700
	11	189,400	242,200	269,800	296,100	326,200	406,500
	12	190,700	243,400	271,600	298,100	328,600	409,300
	13	192,000	244,600	273,400	300,100	330,900	412,100
	14	193,500	245,900	275,200	302,100	333,300	414,900
	15	195,000	247,200	277,000	304,100	335,600	417,700
	16	196,500	248,500	278,900	306,100	338,000	420,500
	17	198,000	249,900	280,800	308,000	340,300	423,400
	18	199,700	251,300	282,600	309,900	342,700	426,300
	19	201,600	252,700	284,500	311,900	345,100	429,200
	20	203,400	254,100	286,400	313,900	347,400	432,100
	21	205,200	255,600	288,300	315,900	349,700	435,000
	22	207,000	257,100	290,100	317,900	352,200	438,000
	23	208,900	258,600	292,000	319,800	354,600	441,100
	24	210,800	260,100	293,900	321,800	357,000	444,100
	25	212,600	261,600	295,800	323,800	359,300	447,100
	26	214,500	263,100	298,100	326,200	361,700	449,900
	27	216,500	264,600	300,500	328,700	364,100	452,700
	28	218,300	266,100	302,900	331,200	366,500	455,400
	29	220,000	267,700	305,300	333,700	369,100	458,000
	30	220,900	269,800	307,200	335,900	371,900	460,600
	31	221,600	271,900	309,000	338,000	374,700	463,100
	32	222,300	274,000	310,800	340,100	377,500	465,500
	33	223,000	276,200	312,600	342,200	380,300	467,700
	34	223,800	277,600	314,400	344,200	382,800	469,800
	35	224,600	279,000	316,200	346,200	385,100	471,800
	36	225,500	280,400	318,000	348,300	387,400	473,900
	37	226,400	281,900	319,800	350,400	389,800	475,800
	38	227,300	283,300	321,600	352,500	392,200	477,600
	39	228,300	284,700	323,400	354,600	394,500	479,200
40	229,200	286,100	325,200	356,600	396,700	480,800	

職員の 区分	職務の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員		円	円	円	円	円	円
	1	153,500	208,500	235,600	260,300	288,700	370,800
	2	154,600	209,900	237,400	262,200	290,900	373,600
	3	155,700	211,200	239,200	264,200	293,300	376,400
	4	156,900	212,500	240,900	266,200	295,700	379,200
	5	158,100	213,800	242,700	268,400	298,000	381,900
	6	159,300	215,100	244,600	270,400	300,400	384,600
	7	160,500	216,500	246,500	272,300	302,800	387,400
	8	161,700	218,000	248,400	274,400	305,200	390,200
	9	162,900	219,800	250,200	276,500	307,700	393,000
	10	164,100	221,300	252,200	278,600	310,200	395,800
	11	165,500	222,900	254,100	280,600	312,500	398,700
	12	166,800	224,500	256,100	282,800	314,900	401,600
	13	168,100	226,000	258,000	284,800	317,400	404,400
	14	169,600	227,600	260,000	287,000	319,900	407,300
	15	171,100	229,200	261,800	289,100	322,200	410,200
	16	172,600	230,700	263,900	291,300	324,600	413,100
	17	174,100	232,300	265,900	293,600	327,200	416,000
	18	175,800	233,800	267,900	295,900	329,700	418,900
	19	177,700	235,300	269,900	298,100	332,200	421,900
	20	179,600	237,000	272,000	300,300	334,900	424,900
	21	181,400	239,000	273,900	302,500	337,400	427,800
	22	183,200	240,700	276,000	304,700	340,100	430,800
	23	185,100	242,600	278,000	307,000	342,700	433,900
	24	187,000	244,300	280,000	309,200	345,400	436,900
	25	188,800	246,000	282,200	311,400	348,000	439,900
	26	190,700	247,700	284,500	313,800	350,700	442,700
	27	192,700	249,500	286,900	316,300	353,400	445,700
	28	194,500	251,400	289,300	318,800	356,100	448,600
	29	196,200	253,200	291,700	321,300	358,800	451,400
	30	197,200	255,300	293,700	323,700	361,600	454,200
	31	198,100	257,400	295,900	326,200	364,400	456,900
	32	199,000	259,500	298,000	328,500	367,200	459,400
	33	199,700	261,700	300,100	330,800	370,000	461,900
	34	200,700	263,400	302,100	333,100	372,600	464,300
	35	201,700	265,200	304,200	335,400	375,200	466,500
	36	202,900	267,000	306,400	337,800	377,900	468,700
	37	204,100	269,000	308,400	340,100	380,600	470,600
	38	205,500	270,600	310,500	342,400	383,300	472,600
	39	207,000	272,500	312,500	344,800	385,700	474,400
40	208,400	274,400	314,600	347,100	388,300	476,200	

## (改正後)

職員の 区分	職務の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員	41	230,300	287,400	327,000	358,600	398,900	482,300
	42	231,400	288,700	328,800	360,600	401,200	483,800
	43	232,600	290,100	330,600	362,600	403,400	485,200
	44	233,800	291,500	332,400	364,500	405,600	486,600
	45	235,100	292,800	334,100	366,400	407,700	487,900
	46	236,200	294,100	335,800	368,200	409,700	489,300
	47	237,300	295,500	337,500	370,100	411,700	490,500
	48	238,500	296,800	339,300	372,000	413,600	491,700
	49	239,800	298,200	341,100	373,900	415,500	492,800
	50	240,900	299,600	342,800	375,700	417,200	494,000
	51	242,000	300,900	344,500	377,600	418,800	495,000
	52	243,200	302,200	346,200	379,300	420,200	496,000
	53	244,400	303,500	348,000	381,000	421,600	497,000
	54	245,500	304,800	349,700	382,700	423,000	497,900
	55	246,600	306,100	351,400	384,400	424,300	498,800
	56	247,800	307,400	353,000	385,900	425,400	499,700
	57	249,000	308,700	354,600	387,400	426,500	500,500
	58	250,100	310,000	356,200	388,900	427,600	501,300
	59	251,200	311,200	357,800	390,400	428,700	502,100
	60	252,400	312,500	359,400	391,900	429,600	502,800
	61	253,600	313,800	361,000	393,300	430,500	503,500
	62	254,700	315,100	362,600	394,600	431,400	504,200
	63	255,900	316,400	364,100	395,900	432,200	504,800
	64	257,100	317,700	365,600	397,100	433,000	505,400
	65	258,200	318,900	367,100	398,200	433,800	506,000
	66	259,300	320,200	368,600	399,200	434,500	506,600
	67	260,500	321,500	370,100	400,200	435,300	507,100
	68	261,600	322,800	371,500	401,200	436,000	507,600
	69	262,800	324,000	372,900	402,200	436,600	508,100
	70	263,900	325,300	374,200	403,000	437,300	508,600
	71	265,100	326,600	375,500	403,900	437,900	509,100
	72	266,200	327,800	376,700	404,700	438,500	509,600
	73	267,400	329,100	377,800	405,500	439,000	510,100
	74	268,500	330,300	378,800	406,200	439,500	510,600
	75	269,600	331,500	379,800	406,900	440,000	511,100
	76	270,800	332,600	380,700	407,600	440,600	511,600
	77	272,000	333,700	381,700	408,300	441,200	512,100
	78	273,100	334,800	382,600	408,900	441,800	512,600
	79	274,300	335,800	383,500	409,600	442,400	513,100
	80	275,500	336,800	384,200	410,200	442,800	513,600

## (現行)

職員の 区分	職務の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員	41	210,000	276,300	316,700	349,300	390,800	477,800
	42	211,600	277,900	318,900	351,500	393,400	479,400
	43	213,400	279,800	320,900	353,800	395,800	480,800
	44	215,100	281,700	323,000	355,900	398,300	482,300
	45	217,000	283,500	324,900	358,100	400,700	483,600
	46	218,400	285,200	327,000	360,300	403,100	485,000
	47	220,000	287,100	329,000	362,400	405,300	486,200
	48	221,600	288,900	331,100	364,500	407,500	487,500
	49	223,300	290,700	333,100	366,500	409,600	488,600
	50	224,700	292,400	335,100	368,600	411,600	489,800
	51	226,300	294,100	337,000	370,600	413,400	490,800
	52	227,900	295,800	339,000	372,600	415,200	491,800
	53	229,600	297,400	341,000	374,600	416,900	492,800
	54	231,000	299,100	343,000	376,500	418,400	493,800
	55	232,500	300,900	344,900	378,400	419,900	494,700
	56	234,200	302,400	346,700	380,200	421,300	495,600
	57	235,800	304,100	348,600	381,900	422,500	496,400
	58	237,200	305,700	350,500	383,700	423,700	497,200
	59	238,600	307,300	352,200	385,400	424,800	498,000
	60	240,300	309,000	354,000	387,100	425,700	498,700
	61	242,000	310,600	355,800	388,600	426,700	499,400
	62	243,300	312,100	357,500	390,200	427,600	500,100
	63	244,800	313,700	359,200	391,700	428,400	500,800
	64	246,600	315,300	360,900	393,100	429,200	501,400
	65	248,200	316,800	362,500	394,400	430,000	502,000
	66	249,700	318,300	364,200	395,500	430,700	502,600
	67	251,300	319,800	365,800	396,600	431,500	503,100
	68	252,900	321,200	367,300	397,600	432,200	503,600
	69	254,400	322,700	368,800	398,600	432,800	504,100
	70	255,800	324,100	370,300	399,400	433,500	504,600
	71	257,400	325,500	371,700	400,300	434,100	505,100
	72	259,000	326,800	373,000	401,100	434,700	505,600
	73	260,600	328,100	374,300	401,900	435,200	506,100
	74	262,000	329,300	375,500	402,600	435,800	506,600
	75	263,500	330,500	376,600	403,400	436,300	507,100
	76	265,000	331,600	377,500	404,100	436,900	507,600
	77	266,500	332,700	378,500	404,800	437,500	508,100
	78	267,800	333,800	379,400	405,400	438,100	508,600
	79	269,300	334,800	380,300	406,100	438,700	509,100
	80	270,800	335,800	381,000	406,700	439,100	509,600

## (改正後)

職員の 区分	職務の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員	81	276,600	337,600	385,000	410,800	443,300	514,100
	82	277,800	338,500	385,800	411,300	443,800	514,600
	83	278,900	339,300	386,500	411,800	444,300	515,100
	84	280,000	340,100	387,100	412,300	444,800	515,600
	85	281,200	340,700	387,800	412,800	445,300	516,100
	86	282,300	341,400	388,400	413,200	445,800	516,600
	87	283,500	342,000	389,000	413,700	446,200	517,100
	88	284,600	342,600	389,500	414,200	446,700	517,600
	89	285,800	343,200	390,000	414,600	447,200	518,100
	90	287,000	343,800	390,500	415,100	447,700	
	91	288,100	344,400	391,000	415,600	448,200	
	92	289,200	344,900	391,500	416,000	448,700	
	93	290,400	345,400	392,000	416,400	449,100	
	94	291,600	345,900	392,500	416,900	449,600	
	95	292,800	346,400	393,000	417,400	450,100	
	96	293,900	346,900	393,500	417,800	450,600	
	97	295,000	347,400	393,900	418,200	451,100	
	98	296,200	347,800	394,300	418,600	451,600	
	99	297,400	348,300	394,800	419,000	452,100	
	100	298,600	348,800	395,300	419,400	452,600	
101	299,600	349,300	395,800	419,800	453,100		
102	300,700	349,700	396,300	420,200	453,600		
103	301,800	350,200	396,800	420,600	454,100		
104	302,800	350,700	397,200	421,000	454,600		
105	303,700	351,200	397,600	421,400	455,100		
106	304,700	351,600	398,000	421,800	455,600		
107	305,600	352,000	398,400	422,200	456,100		
108	306,500	352,400	398,800	422,600	456,600		
109	307,400	352,800	399,200	423,000	457,100		
110	308,200	353,200	399,600	423,400			
111	309,000	353,600	400,000	423,800			
112	309,800	354,000	400,400	424,200			
113	310,400	354,400	400,800	424,600			
114	311,100	354,800	401,200	425,000			
115	311,700	355,200	401,600	425,400			
116	312,300	355,600	402,000	425,800			
117	312,800	356,000	402,400	426,200			
118	313,300	356,400	402,800	426,600			
119	313,700	356,800	403,200	427,000			
120	314,100	357,200	403,600	427,400			

## (現行)

職員の 区分	職務の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員	81	272,400	336,600	381,800	407,300	439,600	510,100
	82	273,900	337,500	382,600	407,800	440,100	510,600
	83	275,400	338,300	383,300	408,400	440,600	511,100
	84	276,800	339,100	383,900	408,900	441,100	511,600
	85	278,200	339,700	384,600	409,400	441,600	512,100
	86	279,600	340,400	385,200	409,800	442,100	512,600
	87	281,100	341,000	385,800	410,300	442,600	513,100
	88	282,400	341,600	386,300	410,800	443,100	513,600
	89	283,800	342,200	386,800	411,200	443,600	514,100
	90	285,200	342,800	387,300	411,700	444,100	
	91	286,600	343,400	387,800	412,200	444,600	
	92	287,800	343,900	388,300	412,600	445,100	
	93	289,100	344,400	388,800	413,000	445,500	
	94	290,400	344,900	389,300	413,500	446,000	
	95	291,700	345,400	389,800	414,000	446,500	
	96	292,800	345,900	390,300	414,400	447,000	
	97	294,000	346,400	390,800	414,800	447,500	
	98	295,200	346,800	391,200	415,200	448,000	
	99	296,400	347,300	391,700	415,600	448,500	
	100	297,600	347,800	392,200	416,000	449,000	
101	298,600	348,300	392,700	416,400	449,500		
102	299,700	348,700	393,200	416,800	450,000		
103	300,800	349,200	393,700	417,200	450,500		
104	301,800	349,700	394,100	417,600	451,000		
105	302,700	350,200	394,500	418,000	451,500		
106	303,700	350,600	394,900	418,400	452,000		
107	304,600	351,000	395,300	418,800	452,500		
108	305,500	351,400	395,700	419,200	453,000		
109	306,400	351,800	396,100	419,600	453,500		
110	307,200	352,200	396,500	420,000			
111	308,000	352,600	396,900	420,400			
112	308,800	353,000	397,300	420,800			
113	309,400	353,400	397,700	421,200			
114	310,100	353,800	398,100	421,600			
115	310,700	354,200	398,500	422,000			
116	311,300	354,600	398,900	422,400			
117	311,800	355,000	399,300	422,800			
118	312,300	355,400	399,700	423,200			
119	312,700	355,800	400,100	423,600			
120	313,100	356,200	400,500	424,000			

## (改正後)

職員の 区分	職務の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員		円	円	円	円	円	円
	121	314,400	357,600	404,000	427,800		
	122	314,800		404,400	428,200		
	123	315,200		404,800	428,600		
	124	315,600		405,200	429,000		
	125	316,000		405,600	429,400		
	126	316,300		406,000	429,800		
	127	316,700		406,400	430,200		
	128	317,100		406,800	430,600		
	129	317,500		407,200	431,000		
	130	317,900		407,600			
	131	318,300		408,000			
	132	318,700		408,400			
	133	319,000		408,800			
	134	319,400					
	135	319,700					
	136	320,000					
	137	320,300					
	138	320,600					
139	320,900						
140	321,200						
141	321,500						
142	321,800						
143	322,100						
144	322,400						
145	322,700						
146	323,000						
147	323,300						
148	323,600						
149	323,900						
定年前再任用短時間勤務職員		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
		円	円	円	円	円	円
		200,400	235,400	274,000	292,100	316,600	384,100

備考 この表は、他の給料表の適用を受けないすべての職員に適用する。ただし、第19条に規定する職員を除く。

## (現行)

職員の 区分	職務の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員		円	円	円	円	円	円
	121	313,400	356,600	400,900	424,400		
	122	313,800		401,300	424,800		
	123	314,200		401,700	425,200		
	124	314,600		402,100	425,600		
	125	315,000		402,500	426,000		
	126	315,300		402,900	426,400		
	127	315,700		403,300	426,800		
	128	316,100		403,700	427,200		
	129	316,500		404,100	427,600		
	130	316,900		404,500			
	131	317,300		404,900			
	132	317,700		405,300			
	133	318,000		405,700			
	134	318,400					
	135	318,700					
	136	319,000					
	137	319,300					
	138	319,600					
139	319,900						
140	320,200						
141	320,500						
142	320,800						
143	321,100						
144	321,400						
145	321,700						
146	322,000						
147	322,300						
148	322,600						
149	322,900						
定年前再任用短時間勤務職員		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
		円	円	円	円	円	円
		198,300	232,900	270,900	288,700	313,000	380,100

備考 この表は、他の給料表の適用を受けないすべての職員に適用する。ただし、第19条に規定する職員を除く。

(改正後)

## イ 行政職給料表(2)

職員の 区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員		円	円	円	円
	1	161,800	225,100	242,000	248,600
	2	162,500	226,000	243,600	250,200
	3	163,200	227,300	245,200	251,900
	4	163,900	228,600	246,900	253,600
	5	164,600	229,900	248,500	255,400
	6	165,300	231,300	250,100	257,000
	7	166,000	232,600	251,700	258,800
	8	166,700	233,900	253,300	260,500
	9	167,400	235,300	255,200	262,300
	10	168,100	237,200	257,000	264,000
	11	168,800	239,000	259,000	265,800
	12	169,500	240,800	261,100	267,500
	13	170,200	242,700	263,100	269,200
	14	171,200	244,000	264,800	270,900
	15	172,200	245,200	266,400	272,600
	16	173,200	246,500	267,900	274,300
	17	174,200	247,800	269,500	276,100
	18	175,300	249,000	271,000	277,800
	19	176,400	250,300	272,600	279,500
	20	177,500	251,500	274,100	281,300
	21	178,700	252,600	275,700	283,100
	22	179,900	253,800	277,200	285,100
	23	181,100	255,000	278,800	287,300
	24	182,300	256,200	280,300	289,500
	25	183,400	257,400	281,900	291,700
	26	184,600	258,500	283,400	293,600
	27	186,000	259,700	285,000	295,400
	28	187,300	260,900	286,500	297,200
	29	188,500	262,100	288,000	299,100
	30	190,000	263,300	289,500	300,800
	31	191,500	264,500	290,900	302,600
	32	192,500	265,600	292,500	304,400
	33	193,500	266,800	294,000	306,200
	34	195,200	267,900	295,500	308,100
	35	197,000	269,100	297,000	309,900
	36	198,700	270,200	298,400	311,700
	37	200,200	271,300	300,000	313,400
	38	201,000	272,500	301,400	315,200
	39	201,700	273,500	302,900	316,900
40	202,300	274,700	304,300	318,600	

(現行)

職員の 区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員		円	円	円	円
	1	138,800	209,800	229,200	234,600
	2	139,500	211,300	230,900	236,300
	3	140,200	213,000	232,700	238,000
	4	140,900	214,500	234,500	239,800
	5	141,600	216,000	236,100	241,700
	6	142,300	217,500	237,900	243,500
	7	143,000	219,100	239,600	245,200
	8	143,700	220,700	241,400	247,200
	9	144,400	222,300	243,300	248,900
	10	145,100	224,200	245,200	250,800
	11	145,800	226,000	247,300	252,700
	12	146,500	227,800	249,400	254,600
	13	147,200	229,700	251,200	256,600
	14	148,200	231,300	253,200	258,600
	15	149,200	232,800	255,100	260,500
	16	150,200	234,400	256,900	262,500
	17	151,200	236,200	258,700	264,400
	18	152,300	237,600	260,400	266,300
	19	153,400	239,300	262,200	268,300
	20	154,500	240,900	264,100	270,200
	21	155,700	242,600	265,800	272,200
	22	156,900	244,000	267,700	274,300
	23	158,100	245,700	269,400	276,400
	24	159,300	247,300	271,200	278,600
	25	160,500	248,900	273,000	280,800
	26	161,600	250,400	274,900	282,900
	27	163,000	252,100	276,600	285,100
	28	164,300	253,700	278,400	287,100
	29	165,600	255,000	280,300	288,800
	30	167,100	256,700	281,900	291,100
	31	168,500	258,200	283,600	293,100
	32	170,000	259,700	285,400	295,200
	33	171,400	261,100	287,100	297,200
	34	173,200	262,600	288,900	299,300
	35	175,000	264,200	290,500	301,400
	36	176,600	265,500	292,200	303,400
	37	178,100	267,000	293,900	305,300
	38	179,100	268,400	295,700	307,200
	39	179,900	269,800	297,300	309,200
40	180,700	271,300	298,900	311,100	

## (改正後)

職員の 区分	職務の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員		円	円	円	円
	41	202,900	275,800	305,700	320,200
	42	203,700	277,000	307,000	321,800
	43	204,400	278,100	308,400	323,500
	44	205,200	279,300	309,800	325,100
	45	206,000	280,300	311,200	326,800
	46	206,800	281,500	312,600	328,400
	47	207,800	282,600	313,900	330,000
	48	208,600	283,700	315,100	331,500
	49	209,600	284,800	316,400	333,000
	50	210,600	285,900	317,700	334,500
	51	211,700	287,100	319,000	336,000
	52	212,800	288,100	320,200	337,300
	53	213,900	289,300	321,400	338,600
	54	214,900	290,300	322,600	339,900
	55	215,900	291,400	323,700	341,200
	56	216,800	292,400	324,700	342,500
	57	217,700	293,500	325,700	343,700
	58	219,200	294,300	326,500	344,900
	59	220,200	295,200	327,400	346,000
	60	221,300	296,000	328,200	347,100
	61	222,400	296,800	329,000	348,000
	62	223,400	297,500	329,800	348,900
	63	224,400	298,200	330,600	349,800
	64	225,500	298,900	331,200	350,600
	65	226,600	299,500	331,900	351,500
	66	227,600	300,100	332,600	352,200
	67	228,600	300,600	333,200	353,000
	68	229,700	301,100	333,700	353,700
	69	230,800	301,700	334,300	354,400
	70	231,800	302,200	334,800	355,000
	71	232,900	302,700	335,300	355,600
72	234,000	303,200	335,700	356,200	
73	235,000	303,600	336,200	356,900	
74	236,000	304,000	336,600	357,400	
75	237,100	304,500	337,000	358,000	
76	238,100	304,900	337,500	358,500	
77	239,100	305,400	337,900	359,000	
78	240,100	305,700	338,300	359,500	
79	241,200	306,200	338,800	359,900	
80	242,200	306,600	339,200	360,400	

## (現行)

職員の 区分	職務の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員		円	円	円	円
	41	181,300	272,700	300,500	313,000
	42	182,200	274,000	302,100	314,900
	43	183,100	275,500	303,600	316,700
	44	184,200	276,800	305,100	318,600
	45	185,300	278,200	306,700	320,300
	46	186,600	279,500	308,200	322,200
	47	188,000	280,800	309,600	323,900
	48	189,200	282,000	311,100	325,700
	49	190,700	283,300	312,500	327,400
	50	192,100	284,600	313,900	329,100
	51	193,800	285,800	315,300	330,700
	52	195,300	286,900	316,600	332,300
	53	197,000	288,100	317,900	333,800
	54	198,300	289,100	319,200	335,400
	55	199,800	290,200	320,400	336,800
	56	201,200	291,100	321,500	338,300
	57	202,400	292,100	322,500	339,600
	58	204,000	293,100	323,700	341,000
	59	205,500	294,000	324,600	342,300
	60	206,900	294,800	325,400	343,600
	61	208,500	295,500	326,300	344,700
	62	209,700	296,300	327,000	345,700
	63	211,100	297,000	327,800	346,600
	64	212,700	297,700	328,400	347,500
	65	214,100	298,300	329,100	348,400
	66	215,400	298,900	329,800	349,100
	67	216,600	299,400	330,400	349,900
	68	218,200	299,900	330,900	350,600
	69	219,700	300,500	331,300	351,300
	70	220,900	301,000	332,000	351,900
	71	222,300	301,500	332,600	352,600
72	223,900	301,900	333,000	353,200	
73	225,400	302,400	333,400	353,800	
74	226,700	302,800	333,900	354,300	
75	228,200	303,300	334,300	354,900	
76	229,600	303,700	334,700	355,500	
77	231,000	304,100	335,100	356,000	
78	232,300	304,500	335,600	356,400	
79	233,700	305,000	336,000	356,900	
80	235,200	305,400	336,400	357,400	

## (改正後)

職員の 区分	職務の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員		円	円	円	円
	81	243,300	307,000	339,500	360,800
	82	244,300	307,400	339,900	361,100
	83	245,300	307,800	340,300	361,600
	84	246,400	308,300	340,700	362,000
	85	247,500	308,700	341,200	362,400
	86	248,500	309,100	341,600	362,800
	87	249,600	309,400	342,000	363,200
	88	250,700	309,800	342,400	363,600
	89	251,700	310,100	342,700	363,900
	90	252,800	310,500	343,100	364,400
	91	253,800	310,800	343,400	364,800
	92	254,800	311,200	343,800	365,200
	93	255,900	311,500	344,100	365,500
	94	256,900	311,900	344,500	365,900
	95	258,000	312,200	344,800	366,200
	96	259,000	312,600	345,100	366,600
	97	260,100	312,900	345,500	366,900
	98	261,200	313,300	345,800	367,300
	99	262,200	313,600	346,200	367,600
100	263,200	314,000	346,500	368,000	
101	264,300	314,300	346,900	368,300	
102	265,400	314,700	347,200	368,700	
103	266,400	315,100	347,600	369,000	
104	267,400	315,500	347,900	369,400	
105	268,500	315,900	348,200	369,700	
106	269,500	316,300	348,600	370,100	
107	270,600	316,700	348,900	370,400	
108	271,700	317,100	349,300	370,800	
109	273,000	317,500	349,600	371,100	
110	273,800	317,800	350,000	371,500	
111	274,600	318,100	350,300	371,800	
112	275,500	318,400	350,700	372,100	
113	276,400	318,700	351,000	372,500	
114	277,300	319,000	351,400	372,800	
115	278,100	319,300	351,700	373,200	
116	278,900	319,600	352,000	373,500	
117	279,700	319,900	352,400	373,900	
118	280,500	320,200	352,800	374,200	
119	281,200	320,500	353,200	374,600	
120	281,900	320,800	353,600	374,900	

## (現行)

職員の 区分	職務の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員		円	円	円	円
	81	236,600	305,800	336,900	357,800
	82	237,900	306,200	337,300	358,200
	83	239,300	306,600	337,700	358,600
	84	240,600	307,100	338,200	359,000
	85	242,000	307,500	338,500	359,400
	86	243,200	307,800	338,900	359,800
	87	244,500	308,200	339,400	360,300
	88	245,900	308,500	339,700	360,600
	89	247,700	308,900	340,100	361,000
	90	248,700	309,200	340,400	361,500
	91	250,100	309,600	340,700	361,900
	92	251,300	309,900	341,100	362,200
	93	252,600	310,300	341,400	362,500
	94	253,900	310,600	341,800	362,900
	95	255,200	311,000	342,100	363,300
	96	256,400	311,300	342,500	363,600
	97	257,700	311,700	342,800	363,900
	98	259,000	312,000	343,200	364,300
	99	260,200	312,400	343,500	364,600
100	261,300	312,700	343,900	365,000	
101	262,500	313,100	344,200	365,300	
102	263,700	313,500	344,500	365,700	
103	264,900	313,900	344,900	366,000	
104	265,900	314,300	345,200	366,400	
105	267,000	314,700	345,600	366,700	
106	268,000	315,100	345,900	367,100	
107	269,100	315,500	346,300	367,400	
108	270,200	315,900	346,600	367,800	
109	271,100	316,300	347,000	368,100	
110	272,100	316,600	347,300	368,500	
111	273,100	316,900	347,600	368,800	
112	274,000	317,200	348,000	369,200	
113	274,900	317,500	348,300	369,500	
114	275,800	317,800	348,700	369,900	
115	276,600	318,100	349,000	370,200	
116	277,400	318,400	349,400	370,600	
117	278,200	318,700	349,700	370,900	
118	278,900	319,000	350,100	371,300	
119	279,700	319,300	350,500	371,600	
120	280,400	319,600	350,900	372,000	

## (改正後)

職員の 区分	職務の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用 短時間勤務職員 以外の職員		円	円	円	円
	121	282,500	321,100	354,000	375,300
	122	283,100	321,300	354,400	
	123	283,600	321,500	354,800	
	124	284,200	321,700	355,200	
	125	284,600	321,900	355,600	
	126	285,100	322,100	356,000	
	127	285,500	322,300	356,400	
	128	285,800	322,500	356,800	
	129	286,100	322,700	357,200	
	130	286,500	322,900	357,600	
	131	286,800	323,100	358,000	
	132	287,200	323,300	358,400	
	133	287,600	323,500	358,800	
	134	287,900	323,600	359,200	
	135	288,200	323,700	359,600	
	136	288,600	323,800	360,000	
	137	288,900	323,900	360,400	
	138	289,300	324,000	360,800	
	139	289,700	324,100	361,200	
	140	290,000	324,200	361,600	
	141	290,300	324,300	362,000	
	142	290,700	324,400	362,400	
	143	290,900	324,500	362,800	
	144	291,200	324,600	363,200	
	145	291,500	324,700	363,600	
	146	291,700	324,800	364,000	
	147	292,000	324,900	364,400	
	148	292,300	325,000	364,800	
	149	292,600	325,100	365,200	
	150	292,800		365,600	
	151	293,100		366,000	
152	293,400		366,400		
153	293,700		366,800		
154	293,900		367,100		
155	294,200		367,400		
156	294,500		367,700		
157	294,700		368,000		
158	295,000				
159	295,300				
160	295,600				

## (現行)

職員の 区分	職務の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用 短時間勤務職員 以外の職員		円	円	円	円
	121	280,900	319,900	351,300	372,300
	122	281,600	320,100	351,700	
	123	282,100	320,300	352,100	
	124	282,700	320,500	352,500	
	125	283,100	320,700	352,900	
	126	283,600	320,900	353,300	
	127	283,900	321,100	353,700	
	128	284,300	321,300	354,100	
	129	284,600	321,500	354,500	
	130	284,900	321,700	354,900	
	131	285,300	321,900	355,300	
	132	285,700	322,100	355,700	
	133	286,000	322,300	356,100	
	134	286,300	322,400	356,500	
	135	286,700	322,500	356,900	
	136	287,000	322,600	357,300	
	137	287,400	322,700	357,700	
	138	287,700	322,800	358,100	
	139	288,100	322,900	358,500	
	140	288,500	323,000	358,900	
	141	288,700	323,100	359,300	
	142	289,100	323,200	359,700	
	143	289,400	323,300	360,100	
	144	289,700	323,400	360,500	
	145	289,900	323,500	360,900	
	146	290,200	323,600	361,300	
	147	290,500	323,700	361,700	
	148	290,700	323,800	362,100	
	149	291,000	323,900	362,500	
	150	291,300		362,900	
	151	291,600		363,300	
152	291,800		363,700		
153	292,100		364,100		
154	292,400		364,400		
155	292,600		364,700		
156	292,900		365,000		
157	293,200		365,300		
158	293,500				
159	293,800				
160	294,100				

## (改正後)

職員の 区分	職務の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円
	161	295,900			
	162	296,200			
	163	296,500			
	164	296,800			
	165	297,100			
定年前再任 用短時間勤 務職員		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
		円	円	円	円
		216,300	227,500	248,600	279,800

備考 この表は、機器の運転操作、庁舎の監視その他の庁務及びこれらに準ずる業務に従事する職員で人事委員会が定めるものに適用する。

## (現行)

職員の 区分	職務の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円
	161	294,400			
	162	294,700			
	163	295,000			
	164	295,300			
	165	295,600			
定年前再任 用短時間勤 務職員		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
		円	円	円	円
		213,000	224,200	245,000	275,700

備考 この表は、機器の運転操作、庁舎の監視その他の庁務及びこれらに準ずる業務に従事する職員で人事委員会が定めるものに適用する。

## (改正後)

## 別表第2 (第5条関係)

## ア 医療職給料表(1)

職員の 区分	職務の級 号 給	1 級	2 級	3 級
		給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円
定年前 再任用 短時間 勤務職 員以外 の職員	1	243,400	344,800	425,400
	2	246,000	348,100	428,200
	3	248,600	351,800	431,000
	4	251,000	355,200	433,800
	5	253,500	358,800	436,800
	6	256,100	362,300	439,500
	7	258,400	365,900	442,300
	8	261,100	369,200	445,000
	9	263,800	372,800	447,700
	10	266,600	376,900	450,400
	11	269,600	381,000	453,100
	12	272,400	385,000	455,800
	13	275,400	388,900	458,600
	14	279,300	392,600	461,400
	15	283,200	396,200	464,200
	16	286,700	399,800	466,800
	17	290,300	403,400	469,400
	18	293,800	406,200	471,900
	19	297,000	408,800	474,700
	20	300,500	411,300	477,300
	21	304,000	414,000	480,000
	22	307,200	416,500	482,700
	23	310,300	419,200	485,400
	24	313,300	421,600	487,800
	25	316,400	423,800	490,600
	26	319,600	426,200	493,200
	27	322,400	428,500	495,600
	28	325,600	430,900	498,000
	29	328,700	433,500	500,600
	30	331,800	435,700	503,100
	31	334,800	438,300	505,100
	32	338,000	440,700	507,400
	33	340,700	443,100	509,500
	34	343,900	445,500	511,800
	35	346,600	447,500	514,000
	36	349,300	449,500	516,400
	37	352,400	451,500	518,300
	38	355,500	453,500	520,100
	39	358,800	455,800	522,100
	40	361,300	457,700	524,000

## (現行)

職員の 区分	職務の級 号 給	1 級	2 級	3 級
		給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円
定年前 再任用 短時間 勤務職 員以外 の職員	1	215,200	326,400	415,200
	2	217,700	330,000	418,000
	3	220,300	334,000	420,800
	4	222,700	337,700	423,600
	5	225,100	341,600	426,600
	6	227,700	345,400	429,500
	7	230,000	349,300	432,400
	8	232,600	352,900	435,200
	9	235,300	356,800	438,000
	10	238,000	360,900	440,900
	11	241,000	365,000	443,700
	12	243,800	369,000	446,500
	13	246,600	372,900	449,400
	14	250,500	376,800	452,400
	15	254,300	380,400	455,300
	16	258,000	384,000	458,000
	17	261,700	387,900	460,600
	18	265,600	390,800	463,300
	19	269,300	393,500	466,200
	20	273,200	396,500	468,900
	21	277,200	399,500	471,600
	22	280,900	402,200	474,300
	23	284,700	405,100	477,100
	24	288,200	407,900	479,700
	25	291,900	410,500	482,500
	26	295,500	413,200	485,100
	27	298,900	415,900	487,500
	28	302,500	418,500	489,900
	29	306,100	421,100	492,500
	30	309,500	423,700	495,000
	31	313,100	426,300	497,300
	32	316,700	428,700	499,800
	33	320,100	431,100	502,200
	34	323,600	433,600	504,700
	35	326,800	436,000	507,100
	36	330,100	438,500	509,600
	37	333,700	440,800	511,900
	38	337,200	443,200	514,000
	39	340,800	445,600	516,200
	40	344,000	448,000	518,200

## (改正後)

職員 の 区分	職務の級 号 給	1 級	2 級	3 級
		給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員	41	363,900	459,800	526,200
	42	366,600	461,700	527,600
	43	369,200	463,700	529,200
	44	371,300	465,500	530,900
	45	373,500	467,100	532,600
	46	375,800	468,900	533,700
	47	378,400	470,600	535,000
	48	380,700	472,200	536,100
	49	382,800	473,800	537,400
	50	384,200	475,300	538,600
	51	385,400	476,700	539,800
	52	386,600	478,000	540,900
	53	387,900	479,200	542,000
	54	389,100	480,300	543,000
	55	390,400	481,200	544,000
	56	391,700	482,100	544,900
	57	392,900	483,000	545,800
	58	394,300	483,600	546,700
	59	395,200	484,700	547,600
	60	396,400	485,800	548,600
	61	397,100	486,700	549,600
	62	398,000	487,400	550,500
	63	398,600	488,200	551,600
	64	399,400	489,000	552,600
	65	400,300	489,600	553,600
	66	400,900	490,400	554,600
	67	401,500	491,000	555,500
	68	402,400	491,700	556,500
	69	402,900	492,300	557,500
	70	403,500	492,800	558,500
	71	404,300	493,100	559,500
	72	404,900	493,600	560,400
73	405,500	494,100	561,400	
74	406,100	494,600	562,400	
75	406,700	495,000	563,300	
76	407,400	495,400	564,200	
77	408,100	495,800	565,200	
78	408,700	496,100	566,100	
79	409,300	496,500	567,000	
80	409,900	497,000	567,800	

## (現行)

職員 の 区分	職務の級 号 給	1 級	2 級	3 級
		給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員	41	347,300	450,500	520,400
	42	350,200	452,700	522,100
	43	353,200	455,000	523,900
	44	356,100	457,100	525,800
	45	359,000	459,100	527,600
	46	361,900	461,300	528,800
	47	365,000	463,300	530,100
	48	368,000	465,200	531,400
	49	370,600	467,100	532,700
	50	372,400	468,900	533,900
	51	374,200	470,600	535,100
	52	376,100	472,300	536,300
	53	377,800	473,900	537,400
	54	379,700	475,100	538,400
	55	381,600	476,200	539,400
	56	383,300	477,200	540,300
	57	385,000	478,200	541,300
	58	386,600	479,200	542,200
	59	388,000	480,300	543,100
	60	389,600	481,400	544,100
	61	391,100	482,400	545,100
	62	392,400	483,100	546,000
	63	393,600	483,900	547,100
	64	394,800	484,700	548,100
	65	396,000	485,300	549,100
	66	397,100	486,100	550,100
	67	398,100	486,700	551,100
	68	399,300	487,400	552,100
	69	400,100	488,000	553,100
	70	400,900	488,500	554,100
	71	401,700	488,800	555,100
	72	402,400	489,300	556,000
73	403,100	489,800	557,000	
74	403,800	490,400	558,000	
75	404,500	490,800	558,900	
76	405,300	491,200	559,800	
77	406,100	491,600	560,800	
78	406,800	492,000	561,700	
79	407,500	492,400	562,600	
80	408,200	492,900	563,400	

## (改正後)

職員の 区分	職務の級 号 給	1 級	2 級	3 級
		給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用 短時間勤務職員 以外の職員	81	410,600	497,500	568,700
	82	411,000	497,900	569,500
	83	411,500	498,300	570,400
	84	412,200	498,800	571,200
	85	413,100	499,400	572,000
	86	413,600	500,000	572,800
	87	414,200	500,500	573,600
	88	414,900	500,900	574,300
	89	415,500	501,400	575,000
	90	415,900	502,000	575,700
	91	416,400	502,500	576,500
	92	416,900	503,000	577,300
	93	417,300	503,500	578,000
	94	417,700	504,100	578,800
	95	418,100	504,600	579,500
	96	418,600	505,100	580,200
	97	419,100	505,600	580,900
	98	419,500	506,100	581,500
	99	420,000	506,600	582,200
100	420,400	507,200	582,900	
101	420,800	507,700	583,600	
102	421,200	508,200	584,300	
103	421,600	508,700	584,900	
104	422,100	509,300	585,500	
105	422,600	509,800	586,300	
106	423,100		587,000	
107	423,600		587,700	
108	424,100		588,400	
109	424,500		589,000	
定年前再任用 短時間勤務職 員		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
		299,200	360,900	422,200

備考 この表は、保健所等に勤務する医師等で人事委員会が定めるものに適用する。

## (現行)

職員の 区分	職務の級 号 給	1 級	2 級	3 級
		給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用 短時間勤務職員 以外の職員	81	408,900	493,400	564,300
	82	409,400	493,800	565,100
	83	410,000	494,200	566,000
	84	410,700	494,700	566,800
	85	411,600	495,300	567,600
	86	412,200	495,900	568,400
	87	412,800	496,500	569,200
	88	413,500	496,900	569,900
	89	414,100	497,400	570,600
	90	414,600	498,000	571,300
	91	415,100	498,500	572,100
	92	415,600	499,000	572,900
	93	416,000	499,500	573,600
	94	416,400	500,100	574,400
	95	416,800	500,600	575,100
	96	417,300	501,100	575,800
	97	417,800	501,600	576,500
	98	418,200	502,100	577,100
	99	418,700	502,600	577,800
100	419,100	503,200	578,500	
101	419,500	503,700	579,200	
102	419,900	504,200	579,900	
103	420,300	504,700	580,500	
104	420,800	505,300	581,100	
105	421,300	505,800	581,900	
106	421,800		582,600	
107	422,300		583,300	
108	422,800		584,000	
109	423,200		584,600	
定年前再任用 短時間勤務職 員		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
		296,000	356,900	417,800

備考 この表は、保健所等に勤務する医師等で人事委員会が定めるものに適用する。

(改正後)

## イ 医療職給料表(2)

職員の 区分	職務の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員		円	円	円	円	円
	1	178,100	232,900	254,600	277,200	303,500
	2	179,300	233,800	256,000	278,900	305,700
	3	180,500	234,700	257,400	280,700	307,900
	4	181,700	235,700	258,800	282,500	310,100
	5	182,900	236,700	260,300	284,500	312,400
	6	184,200	237,700	261,900	286,400	314,600
	7	185,500	238,700	263,500	288,300	316,900
	8	186,800	239,700	265,100	290,300	319,200
	9	188,100	240,700	266,800	292,300	321,500
	10	189,500	241,800	268,500	294,200	323,900
	11	191,000	242,900	270,300	296,200	326,200
	12	192,400	244,000	272,000	298,200	328,600
	13	193,800	245,100	273,700	300,200	330,900
	14	195,300	246,300	275,400	302,200	333,300
	15	196,800	247,600	277,200	304,200	335,600
	16	198,400	248,900	279,100	306,200	338,000
	17	200,000	250,300	281,000	308,100	340,300
	18	201,800	251,700	282,800	310,000	342,700
	19	203,700	253,100	284,700	312,000	345,100
	20	205,500	254,500	286,600	314,000	347,400
	21	207,300	256,000	288,500	316,000	349,700
	22	209,000	257,500	290,300	318,000	352,200
	23	210,800	259,000	292,200	319,900	354,600
	24	212,600	260,500	294,100	321,900	357,000
	25	214,200	262,000	296,000	323,900	359,300
	26	215,900	263,500	298,300	326,300	361,700
	27	217,700	265,000	300,700	328,800	364,100
	28	219,400	266,500	303,100	331,300	366,500
	29	221,100	268,100	305,500	333,800	369,100
	30	222,000	270,200	307,300	336,000	371,900
	31	222,800	272,300	309,000	338,100	374,700
	32	223,600	274,400	310,800	340,200	377,500
	33	224,500	276,500	312,700	342,300	380,300
	34	225,400	277,800	314,400	344,300	382,800
	35	226,300	279,200	316,200	346,300	385,100
	36	227,300	280,600	318,000	348,400	387,400
	37	228,200	282,100	319,900	350,500	389,800
	38	229,000	283,500	321,600	352,600	392,200
	39	229,900	284,800	323,400	354,600	394,500
40	230,900	286,100	325,200	356,600	396,700	

(現行)

職員の 区分	職務の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員		円	円	円	円	円
	1	154,200	209,900	236,100	260,800	288,700
	2	155,400	211,300	237,900	262,500	290,900
	3	156,600	212,600	239,700	264,400	293,300
	4	157,800	213,900	241,400	266,300	295,700
	5	159,000	215,200	243,200	268,500	298,000
	6	160,300	216,400	245,100	270,500	300,400
	7	161,600	217,700	247,000	272,400	302,800
	8	162,900	219,100	248,900	274,500	305,200
	9	164,200	220,700	250,700	276,600	307,700
	10	165,600	222,100	252,700	278,700	310,200
	11	167,100	223,600	254,600	280,700	312,500
	12	168,500	225,100	256,500	282,900	314,900
	13	169,900	226,500	258,300	284,900	317,400
	14	171,400	228,000	260,200	287,100	319,900
	15	172,900	229,600	262,000	289,200	322,200
	16	174,500	231,100	264,100	291,400	324,600
	17	176,100	232,700	266,100	293,700	327,200
	18	177,900	234,200	268,100	296,000	329,700
	19	179,800	235,700	270,100	298,200	332,200
	20	181,700	237,400	272,200	300,400	334,900
	21	183,500	239,400	274,100	302,600	337,400
	22	185,200	241,100	276,200	304,800	340,100
	23	187,000	243,000	278,200	307,100	342,700
	24	188,800	244,700	280,200	309,300	345,400
	25	190,400	246,400	282,400	311,500	348,000
	26	192,100	248,100	284,700	313,900	350,700
	27	193,900	249,900	287,100	316,400	353,400
	28	195,600	251,800	289,500	318,900	356,100
	29	197,300	253,600	291,900	321,400	358,800
	30	198,300	255,700	293,800	323,800	361,600
	31	199,300	257,800	295,900	326,300	364,400
	32	200,300	259,900	298,000	328,600	367,200
	33	201,200	262,000	300,200	330,900	370,000
	34	202,400	263,600	302,100	333,200	372,600
	35	203,500	265,400	304,200	335,500	375,200
	36	204,700	267,200	306,400	337,900	377,900
	37	205,900	269,200	308,500	340,200	380,600
	38	207,200	270,800	310,500	342,500	383,300
	39	208,600	272,600	312,500	344,800	385,700
40	210,000	274,400	314,600	347,100	388,300	

## (改正後)

職員の 区分	職務の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員		円	円	円	円	円
	41	231,900	287,500	327,000	358,600	398,900
	42	232,800	288,700	328,800	360,600	401,200
	43	233,800	290,100	330,600	362,600	403,400
	44	234,800	291,500	332,400	364,500	405,600
	45	235,700	292,900	334,100	366,400	407,700
	46	236,900	294,200	335,800	368,200	409,700
	47	238,100	295,600	337,500	370,100	411,700
	48	239,300	296,900	339,300	372,000	413,600
	49	240,700	298,300	341,100	373,900	415,500
	50	242,000	299,700	342,800	375,700	417,200
	51	243,200	301,000	344,500	377,600	418,800
	52	244,400	302,300	346,200	379,300	420,200
	53	245,600	303,600	348,000	381,000	421,600
	54	246,800	304,800	349,700	382,700	423,000
	55	247,800	306,100	351,400	384,400	424,300
	56	249,000	307,400	353,000	385,900	425,400
	57	250,100	308,700	354,600	387,400	426,500
	58	251,300	310,000	356,200	388,900	427,600
	59	252,400	311,200	357,800	390,400	428,700
	60	253,500	312,500	359,400	391,900	429,600
	61	254,600	313,800	361,000	393,300	430,500
	62	255,800	315,100	362,600	394,600	431,400
	63	256,900	316,400	364,100	395,900	432,200
	64	258,000	317,700	365,600	397,100	433,000
	65	259,100	318,900	367,100	398,200	433,800
	66	260,300	320,200	368,600	399,200	434,500
	67	261,400	321,500	370,100	400,200	435,300
	68	262,500	322,800	371,500	401,200	436,000
	69	263,600	324,000	372,900	402,200	436,600
	70	264,700	325,300	374,200	403,000	437,300
	71	265,800	326,600	375,500	403,900	437,900
72	266,900	327,800	376,700	404,700	438,500	
73	268,100	329,100	377,800	405,500	439,000	
74	269,300	330,300	378,800	406,200	439,500	
75	270,300	331,500	379,800	406,900	440,000	
76	271,500	332,600	380,700	407,600	440,600	
77	272,600	333,700	381,700	408,300	441,200	
78	273,800	334,800	382,600	408,900	441,800	
79	275,000	335,800	383,500	409,600	442,400	
80	276,100	336,800	384,200	410,200	442,800	

## (現行)

職員の 区分	職務の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員		円	円	円	円	円
	41	211,400	276,400	316,700	349,300	390,800
	42	212,800	277,900	318,900	351,500	393,400
	43	214,500	279,800	320,900	353,800	395,800
	44	216,200	281,700	323,000	355,900	398,300
	45	217,600	283,600	324,900	358,100	400,700
	46	219,100	285,300	327,000	360,300	403,100
	47	220,800	287,200	329,000	362,400	405,300
	48	222,400	289,000	331,100	364,500	407,500
	49	223,800	290,800	333,100	366,500	409,600
	50	225,500	292,500	335,100	368,600	411,600
	51	227,300	294,200	337,000	370,600	413,400
	52	229,100	295,900	339,000	372,600	415,200
	53	231,000	297,500	341,000	374,600	416,900
	54	232,300	299,100	343,000	376,500	418,400
	55	233,700	300,900	344,900	378,400	419,900
	56	235,400	302,400	346,700	380,200	421,300
	57	237,200	304,100	348,600	381,900	422,500
	58	238,500	305,700	350,500	383,700	423,700
	59	239,900	307,300	352,200	385,400	424,800
	60	241,600	309,000	354,000	387,100	425,700
	61	243,400	310,600	355,800	388,600	426,700
	62	244,700	312,100	357,500	390,200	427,600
	63	246,200	313,700	359,200	391,700	428,400
	64	248,000	315,300	360,900	393,100	429,200
	65	249,500	316,800	362,500	394,400	430,000
	66	251,000	318,300	364,200	395,500	430,700
	67	252,500	319,800	365,800	396,600	431,500
	68	254,100	321,200	367,300	397,600	432,200
	69	255,500	322,700	368,800	398,600	432,800
	70	256,900	324,100	370,300	399,400	433,500
	71	258,400	325,500	371,700	400,300	434,100
72	259,900	326,800	373,000	401,100	434,700	
73	261,400	328,100	374,300	401,900	435,200	
74	262,800	329,300	375,500	402,600	435,800	
75	264,200	330,500	376,600	403,400	436,300	
76	265,700	331,600	377,500	404,100	436,900	
77	267,200	332,700	378,500	404,800	437,500	
78	268,500	333,800	379,400	405,400	438,100	
79	270,000	334,800	380,300	406,100	438,700	
80	271,400	335,800	381,000	406,700	439,100	

## (改正後)

職員の 区分	職務の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員		円	円	円	円	円
	81	277,100	337,600	385,000	410,800	443,300
	82	278,200	338,500	385,800	411,300	443,800
	83	279,200	339,300	386,500	411,800	444,300
	84	280,300	340,100	387,100	412,300	444,800
	85	281,600	340,700	387,800	412,800	445,300
	86	282,700	341,400	388,400	413,200	445,800
	87	283,800	342,000	389,000	413,700	446,200
	88	284,900	342,600	389,500	414,200	446,700
	89	286,100	343,200	390,000	414,600	447,200
	90	287,300	343,800	390,500	415,100	447,700
	91	288,300	344,400	391,000	415,600	448,200
	92	289,400	344,900	391,500	416,000	448,700
	93	290,600	345,400	392,000	416,400	449,100
	94	291,800	345,900	392,500	416,900	449,600
	95	292,900	346,400	393,000	417,400	450,100
	96	294,000	346,900	393,500	417,800	450,600
	97	295,100	347,400	393,900	418,200	451,100
	98	296,300	347,800	394,300	418,600	451,600
	99	297,500	348,300	394,800	419,000	452,100
100	298,600	348,800	395,300	419,400	452,600	
101	299,600	349,300	395,800	419,800	453,100	
102	300,700	349,700	396,300	420,200	453,600	
103	301,800	350,200	396,800	420,600	454,100	
104	302,800	350,700	397,200	421,000	454,600	
105	303,700	351,200	397,600	421,400	455,100	
106	304,700	351,600	398,000	421,800	455,600	
107	305,600	352,000	398,400	422,200	456,100	
108	306,500	352,400	398,800	422,600	456,600	
109	307,400	352,800	399,200	423,000	457,100	
110	308,200	353,200	399,600	423,400		
111	309,000	353,600	400,000	423,800		
112	309,800	354,000	400,400	424,200		
113	310,400	354,400	400,800	424,600		
114	311,100	354,800	401,200	425,000		
115	311,700	355,200	401,600	425,400		
116	312,300	355,600	402,000	425,800		
117	312,800	356,000	402,400	426,200		
118	313,300		402,800			
119	313,700		403,200			
120	314,100		403,600			

## (現行)

職員の 区分	職務の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員		円	円	円	円	円
	81	272,900	336,600	381,800	407,300	439,600
	82	274,300	337,500	382,600	407,800	440,100
	83	275,700	338,300	383,300	408,400	440,600
	84	277,100	339,100	383,900	408,900	441,100
	85	278,500	339,700	384,600	409,400	441,600
	86	279,900	340,400	385,200	409,800	442,100
	87	281,400	341,000	385,800	410,300	442,600
	88	282,700	341,600	386,300	410,800	443,100
	89	284,100	342,200	386,800	411,200	443,600
	90	285,500	342,800	387,300	411,700	444,100
	91	286,800	343,400	387,800	412,200	444,600
	92	288,000	343,900	388,300	412,600	445,100
	93	289,300	344,400	388,800	413,000	445,500
	94	290,600	344,900	389,300	413,500	446,000
	95	291,800	345,400	389,800	414,000	446,500
	96	292,900	345,900	390,300	414,400	447,000
	97	294,100	346,400	390,800	414,800	447,500
	98	295,300	346,800	391,200	415,200	448,000
	99	296,500	347,300	391,700	415,600	448,500
100	297,600	347,800	392,200	416,000	449,000	
101	298,600	348,300	392,700	416,400	449,500	
102	299,700	348,700	393,200	416,800	450,000	
103	300,800	349,200	393,700	417,200	450,500	
104	301,800	349,700	394,100	417,600	451,000	
105	302,700	350,200	394,500	418,000	451,500	
106	303,700	350,600	394,900	418,400	452,000	
107	304,600	351,000	395,300	418,800	452,500	
108	305,500	351,400	395,700	419,200	453,000	
109	306,400	351,800	396,100	419,600	453,500	
110	307,200	352,200	396,500	420,000		
111	308,000	352,600	396,900	420,400		
112	308,800	353,000	397,300	420,800		
113	309,400	353,400	397,700	421,200		
114	310,100	353,800	398,100	421,600		
115	310,700	354,200	398,500	422,000		
116	311,300	354,600	398,900	422,400		
117	311,800	355,000	399,300	422,800		
118	312,300		399,700			
119	312,700		400,100			
120	313,100		400,500			

(改正後)

職員の 区分	職務の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員		円	円	円	円	円
	121	314,400		404,000		
	122	314,800		404,400		
	123	315,200		404,800		
	124	315,600		405,200		
	125	316,000		405,600		
	126	316,300		406,000		
	127	316,700		406,400		
	128	317,100		406,800		
	129	317,500		407,200		
	130	317,900		407,600		
	131	318,300		408,000		
	132	318,700		408,400		
	133	319,000		408,800		
	134	319,400				
	135	319,700				
	136	320,000				
	137	320,300				
	138	320,600				
	139	320,900				
140	321,200					
141	321,500					
142	321,800					
143	322,100					
144	322,400					
145	322,700					
定年前再任用短時間勤務職員		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
		円	円	円	円	円
		203,000	237,200	273,800	291,700	316,600

備考 この表は、教育委員会、保健所等に勤務する栄養士その他の職員で人事委員会が定めるものに適用する。

(現行)

職員の 区分	職務の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員		円	円	円	円	円
	121	313,400		400,900		
	122	313,800		401,300		
	123	314,200		401,700		
	124	314,600		402,100		
	125	315,000		402,500		
	126	315,300		402,900		
	127	315,700		403,300		
	128	316,100		403,700		
	129	316,500		404,100		
	130	316,900		404,500		
	131	317,300		404,900		
	132	317,700		405,300		
	133	318,000		405,700		
	134	318,400				
	135	318,700				
	136	319,000				
	137	319,300				
	138	319,600				
	139	319,900				
140	320,200					
141	320,500					
142	320,800					
143	321,100					
144	321,400					
145	321,700					
定年前再任用短時間勤務職員		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
		円	円	円	円	円
		200,800	234,700	270,700	288,300	313,000

備考 この表は、教育委員会、保健所等に勤務する栄養士その他の職員で人事委員会が定めるものに適用する。

(改正後)

## ウ 医療職給料表(3)

職員の 区分	職務の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
		給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円
定年前再任用 短時間勤務職員 以外の職員	1	189,800	237,000	255,700	277,500	303,500
	2	191,300	237,600	257,000	279,300	305,700
	3	192,800	238,200	258,300	281,100	307,900
	4	194,300	238,800	259,600	282,800	310,100
	5	195,800	239,600	261,000	284,500	312,400
	6	197,300	240,300	262,500	286,400	314,600
	7	198,900	241,000	264,100	288,300	316,900
	8	200,400	241,800	265,700	290,300	319,200
	9	201,900	242,600	267,400	292,300	321,500
	10	203,500	243,400	269,100	294,300	323,900
	11	205,100	244,300	270,900	296,300	326,200
	12	206,700	245,200	272,600	298,400	328,600
	13	208,200	246,200	274,300	300,200	330,900
	14	209,700	247,400	276,000	302,400	333,300
	15	211,300	248,600	277,700	304,500	335,600
	16	212,700	249,900	279,600	306,400	338,000
	17	214,100	251,300	281,500	308,200	340,300
	18	215,400	252,700	283,300	310,300	342,700
	19	216,800	254,100	285,200	312,200	345,100
	20	218,200	255,400	287,000	314,000	347,400
	21	219,500	256,800	288,800	316,200	349,700
	22	221,300	258,200	290,600	318,300	352,200
	23	223,100	259,600	292,500	320,400	354,600
	24	224,700	261,100	294,400	322,500	357,000
	25	226,300	262,600	296,300	324,500	359,300
	26	226,900	264,100	298,600	326,900	361,700
	27	227,600	265,600	301,000	329,400	364,100
	28	228,200	267,000	303,400	331,900	366,500
	29	228,700	268,500	305,800	334,400	369,100
	30	229,200	270,700	307,600	336,500	371,900
	31	229,700	272,900	309,300	338,500	374,700
	32	230,400	275,000	311,100	340,600	377,500
	33	231,100	276,800	312,900	342,700	380,300
	34	231,600	278,200	314,700	344,700	382,800
	35	232,100	279,800	316,400	346,700	385,100
	36	232,700	281,400	318,100	348,800	387,400
	37	233,500	282,900	320,000	350,800	389,800
	38	234,200	284,300	321,600	352,800	392,200
	39	234,900	285,600	323,400	354,800	394,500
	40	235,700	286,900	325,300	356,800	396,700

(現行)

職員の 区分	職務の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
		給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円
定年前再任用 短時間勤務職員 以外の職員	1	165,900	213,400	237,200	261,400	288,700
	2	167,400	214,500	238,900	263,200	290,900
	3	168,900	215,500	240,600	265,200	293,300
	4	170,400	216,500	242,200	267,200	295,700
	5	171,900	217,600	243,900	269,400	298,000
	6	173,400	218,600	245,700	271,400	300,400
	7	175,000	219,700	247,600	273,300	302,800
	8	176,500	221,000	249,500	275,400	305,200
	9	178,000	222,500	251,300	277,500	307,700
	10	179,600	223,700	253,300	279,600	310,200
	11	181,200	225,000	255,200	281,600	312,500
	12	182,800	226,300	257,100	283,800	314,900
	13	184,300	227,600	258,900	285,800	317,400
	14	185,800	229,100	260,800	288,000	319,900
	15	187,400	230,600	262,500	290,100	322,200
	16	188,900	232,100	264,600	292,200	324,600
	17	190,300	233,700	266,600	294,400	327,200
	18	191,600	235,200	268,600	296,600	329,700
	19	193,000	236,700	270,600	298,800	332,200
	20	194,400	238,300	272,600	301,000	334,900
	21	195,700	240,200	274,400	303,200	337,400
	22	197,500	241,800	276,500	305,400	340,100
	23	199,300	243,600	278,500	307,700	342,700
	24	200,900	245,300	280,500	309,900	345,400
	25	202,500	247,000	282,700	312,100	348,000
	26	203,200	248,700	285,000	314,500	350,700
	27	203,900	250,500	287,400	317,000	353,400
	28	204,500	252,300	289,800	319,500	356,100
	29	205,100	254,000	292,200	322,000	358,800
	30	205,800	256,000	294,100	324,300	361,600
	31	206,500	258,000	296,200	326,700	364,400
	32	207,500	260,000	298,300	329,000	367,200
	33	208,500	261,700	300,400	331,300	370,000
	34	209,400	263,700	302,400	333,600	372,600
	35	210,500	265,800	304,400	335,900	375,200
	36	211,500	267,900	306,500	338,300	377,900
	37	212,700	270,000	308,600	340,500	380,600
	38	214,000	271,600	310,500	342,700	383,300
	39	215,500	273,400	312,500	345,000	385,700
	40	217,000	275,200	314,700	347,300	388,300

(改正後)

職員の 区分	職務の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
		給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員	41	236,700	288,100	327,100	358,800	398,900
	42	237,700	289,400	328,800	360,800	401,200
	43	238,700	290,700	330,600	362,700	403,400
	44	239,900	292,100	332,400	364,500	405,600
	45	241,100	293,300	334,200	366,400	407,700
	46	242,500	294,600	335,800	368,200	409,700
	47	243,900	295,900	337,500	370,100	411,700
	48	245,200	297,100	339,300	372,000	413,600
	49	246,300	298,500	341,100	373,900	415,500
	50	247,600	299,800	342,800	375,700	417,200
	51	248,600	301,100	344,500	377,600	418,800
	52	249,800	302,400	346,200	379,300	420,200
	53	250,800	303,600	348,000	381,000	421,600
	54	252,100	304,900	349,700	382,700	423,000
	55	253,300	306,100	351,400	384,400	424,300
	56	254,300	307,400	353,000	385,900	425,400
	57	255,300	308,700	354,600	387,400	426,500
	58	256,600	310,000	356,200	388,900	427,600
	59	257,800	311,200	357,800	390,400	428,700
	60	258,800	312,500	359,400	391,900	429,600
	61	259,800	313,800	361,000	393,300	430,500
	62	260,900	315,100	362,600	394,600	431,400
	63	262,000	316,400	364,100	395,900	432,200
	64	263,100	317,700	365,600	397,100	433,000
	65	264,300	318,900	367,100	398,200	433,800
	66	265,400	320,200	368,600	399,200	434,500
	67	266,600	321,500	370,100	400,200	435,300
	68	267,600	322,800	371,500	401,200	436,000
	69	268,800	324,000	372,900	402,200	436,600
	70	269,700	325,300	374,200	403,000	437,300
	71	270,700	326,600	375,500	403,900	437,900
	72	272,000	327,800	376,700	404,700	438,500
73	273,300	329,100	377,800	405,500	439,000	
74	274,300	330,300	378,800	406,200	439,500	
75	275,300	331,500	379,800	406,900	440,000	
76	276,500	332,600	380,700	407,600	440,600	
77	277,800	333,700	381,700	408,300	441,200	
78	278,800	334,800	382,600	408,900	441,800	
79	279,800	335,800	383,500	409,600	442,400	
80	281,000	336,800	384,200	410,200	442,800	

(現行)

職員の 区分	職務の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
		給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員	41	218,600	277,100	316,800	349,500	390,800
	42	219,900	278,600	318,900	351,700	393,400
	43	221,400	280,400	320,900	353,900	395,800
	44	223,000	282,300	323,000	355,900	398,300
	45	224,600	284,100	325,000	358,100	400,700
	46	226,300	285,700	327,000	360,300	403,100
	47	228,200	287,500	329,000	362,400	405,300
	48	230,000	289,200	331,100	364,500	407,500
	49	231,800	291,000	333,100	366,500	409,600
	50	233,100	292,600	335,100	368,600	411,600
	51	234,500	294,300	337,000	370,600	413,400
	52	236,300	296,000	339,000	372,600	415,200
	53	238,000	297,600	341,000	374,600	416,900
	54	239,300	299,200	343,000	376,500	418,400
	55	240,700	300,900	344,900	378,400	419,900
	56	242,400	302,400	346,700	380,200	421,300
	57	244,100	304,100	348,600	381,900	422,500
	58	245,400	305,700	350,500	383,700	423,700
	59	246,800	307,300	352,200	385,400	424,800
	60	248,400	309,000	354,000	387,100	425,700
	61	250,000	310,600	355,800	388,600	426,700
	62	251,300	312,100	357,500	390,200	427,600
	63	252,800	313,700	359,200	391,700	428,400
	64	254,400	315,300	360,900	393,100	429,200
	65	255,900	316,800	362,500	394,400	430,000
	66	257,300	318,300	364,200	395,500	430,700
	67	258,900	319,800	365,800	396,600	431,500
	68	260,400	321,200	367,300	397,600	432,200
	69	261,800	322,700	368,800	398,600	432,800
	70	263,100	324,100	370,300	399,400	433,500
	71	264,500	325,500	371,700	400,300	434,100
	72	266,000	326,800	373,000	401,100	434,700
73	267,500	328,100	374,300	401,900	435,200	
74	268,700	329,300	375,500	402,600	435,800	
75	270,200	330,500	376,600	403,400	436,300	
76	271,700	331,600	377,500	404,100	436,900	
77	273,100	332,700	378,500	404,800	437,500	
78	274,500	333,800	379,400	405,400	438,100	
79	275,900	334,800	380,300	406,100	438,700	
80	277,300	335,800	381,000	406,700	439,100	

(改正後)

職員の 区分	職務の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
		給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円
定年前再任用 短時間勤務職員 以外の職員	81	282,200	337,600	385,000	410,800	443,300
	82	283,200	338,500	385,800	411,300	443,800
	83	284,200	339,300	386,500	411,800	444,300
	84	285,400	340,100	387,100	412,300	444,800
	85	286,600	340,700	387,800	412,800	445,300
	86	287,700	341,400	388,400	413,200	445,800
	87	288,800	342,000	389,000	413,700	446,200
	88	289,900	342,600	389,500	414,200	446,700
	89	291,000	343,200	390,000	414,600	447,200
	90	292,000	343,800	390,500	415,100	447,700
	91	293,100	344,400	391,000	415,600	448,200
	92	294,200	344,900	391,500	416,000	448,700
	93	295,300	345,400	392,000	416,400	449,100
	94	296,400	345,900	392,500	416,900	449,600
	95	297,500	346,400	393,000	417,400	450,100
	96	298,600	346,900	393,500	417,800	450,600
	97	299,600	347,400	393,900	418,200	451,100
	98	300,700	347,800	394,300	418,600	451,600
	99	301,800	348,300	394,800	419,000	452,100
	100	302,800	348,800	395,300	419,400	452,600
101	303,700	349,300	395,800	419,800	453,100	
102	304,700	349,700	396,300	420,200	453,600	
103	305,600	350,200	396,800	420,600	454,100	
104	306,500	350,700	397,200	421,000	454,600	
105	307,400	351,200	397,600	421,400	455,100	
106	308,200	351,600	398,000	421,800	455,600	
107	309,000	352,000	398,400	422,200	456,100	
108	309,800	352,400	398,800	422,600	456,600	
109	310,400	352,800	399,200	423,000	457,100	
110	311,100	353,200	399,600	423,400		
111	311,700	353,600	400,000	423,800		
112	312,300	354,000	400,400	424,200		
113	312,800	354,400	400,800	424,600		
114	313,300	354,800	401,200	425,000		
115	313,700	355,200	401,600	425,400		
116	314,100	355,600	402,000	425,800		
117	314,400	356,000	402,400	426,200		
118	314,800		402,800			
119	315,200		403,200			
120	315,600		403,600			

(現行)

職員の 区分	職務の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
		給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円
定年前再任用 短時間勤務職員 以外の職員	81	278,700	336,600	381,800	407,300	439,600
	82	280,000	337,500	382,600	407,800	440,100
	83	281,400	338,300	383,300	408,400	440,600
	84	282,700	339,100	383,900	408,900	441,100
	85	284,100	339,700	384,600	409,400	441,600
	86	285,500	340,400	385,200	409,800	442,100
	87	286,900	341,000	385,800	410,300	442,600
	88	288,100	341,600	386,300	410,800	443,100
	89	289,400	342,200	386,800	411,200	443,600
	90	290,600	342,800	387,300	411,700	444,100
	91	291,900	343,400	387,800	412,200	444,600
	92	293,000	343,900	388,300	412,600	445,100
	93	294,100	344,400	388,800	413,000	445,500
	94	295,300	344,900	389,300	413,500	446,000
	95	296,500	345,400	389,800	414,000	446,500
	96	297,600	345,900	390,300	414,400	447,000
	97	298,600	346,400	390,800	414,800	447,500
	98	299,700	346,800	391,200	415,200	448,000
	99	300,800	347,300	391,700	415,600	448,500
	100	301,800	347,800	392,200	416,000	449,000
101	302,700	348,300	392,700	416,400	449,500	
102	303,700	348,700	393,200	416,800	450,000	
103	304,600	349,200	393,700	417,200	450,500	
104	305,500	349,700	394,100	417,600	451,000	
105	306,400	350,200	394,500	418,000	451,500	
106	307,200	350,600	394,900	418,400	452,000	
107	308,000	351,000	395,300	418,800	452,500	
108	308,800	351,400	395,700	419,200	453,000	
109	309,400	351,800	396,100	419,600	453,500	
110	310,100	352,200	396,500	420,000		
111	310,700	352,600	396,900	420,400		
112	311,300	353,000	397,300	420,800		
113	311,800	353,400	397,700	421,200		
114	312,300	353,800	398,100	421,600		
115	312,700	354,200	398,500	422,000		
116	313,100	354,600	398,900	422,400		
117	313,400	355,000	399,300	422,800		
118	313,800		399,700			
119	314,200		400,100			
120	314,600		400,500			

(改正後)

職員の 区分	職務の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
		給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円
定年前 再任用 短時間 勤務職 員以外 の職員	121	316,000		404,000		
	122	316,300		404,400		
	123	316,700		404,800		
	124	317,100		405,200		
	125	317,500		405,600		
	126	317,900		406,000		
	127	318,300		406,400		
	128	318,700		406,800		
	129	319,000		407,200		
	130	319,400		407,600		
	131	319,700		408,000		
	132	320,000		408,400		
	133	320,300		408,800		
	134	320,600				
	135	320,900				
	136	321,200				
	137	321,500				
138	321,800					
139	322,100					
140	322,400					
141	322,700					
		基準給料月額 円	基準給料月額 円	基準給料月額 円	基準給料月額 円	基準給料月額 円
定年前再任用短 時間勤務職員		207,200	238,400	273,800	291,700	316,600

備考 この表は、教育委員会、保健所等に勤務する保健師、看護師その他の職員で人事委員会が定めるものに適用する。

(現行)

職員の 区分	職務の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
		給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円
定年前 再任用 短時間 勤務職 員以外 の職員	121	315,000		400,900		
	122	315,300		401,300		
	123	315,700		401,700		
	124	316,100		402,100		
	125	316,500		402,500		
	126	316,900		402,900		
	127	317,300		403,300		
	128	317,700		403,700		
	129	318,000		404,100		
	130	318,400		404,500		
	131	318,700		404,900		
	132	319,000		405,300		
	133	319,300		405,700		
	134	319,600				
	135	319,900				
	136	320,200				
	137	320,500				
138	320,800					
139	321,100					
140	321,400					
141	321,700					
		基準給料月額 円	基準給料月額 円	基準給料月額 円	基準給料月額 円	基準給料月額 円
定年前再任用短 時間勤務職員		205,000	235,900	270,700	288,300	313,000

備考 この表は、教育委員会、保健所等に勤務する保健師、看護師その他の職員で人事委員会が定めるものに適用する。

新旧対照表（抄）

○職員の給与に関する条例（第2条部分）

新（改正後）	旧（現行）
<p>（初任給調整手当）</p> <p>第9条の3 次の各号に掲げる職に新たに採用された職員には、当該各号に掲げる額を超えない範囲内の額を、第1号に掲げる職に係るものにあつては採用の日から40年以内、第2号に掲げる職に係るものにあつては採用の日から5年以内、第3号に掲げる職に係るものにあつては採用の日から3年以内の期間、採用の日（第1号に掲げる職に係るものにあつては、採用後人事委員会規則で定める期間を経過した日）から1年を経過するごとにその額を減じて、初任給調整手当として支給する。</p> <p>（1）医療職給料表（1）の適用を受ける職員のうち、採用による欠員の補充が困難であると認められる職で人事委員会が定めるもの 月額 <u>31万5,200円</u></p> <p>（2）及び（3）（現行に同じ）</p> <p>2及び3（現行に同じ） （扶養手当）</p>	<p>（初任給調整手当）</p> <p>第9条の3 次の各号に掲げる職に新たに採用された職員には、当該各号に掲げる額を超えない範囲内の額を、第1号に掲げる職に係るものにあつては採用の日から40年以内、第2号に掲げる職に係るものにあつては採用の日から5年以内、第3号に掲げる職に係るものにあつては採用の日から3年以内の期間、採用の日（第1号に掲げる職に係るものにあつては、採用後人事委員会規則で定める期間を経過した日）から1年を経過するごとにその額を減じて、初任給調整手当として支給する。</p> <p>（1）医療職給料表（1）の適用を受ける職員のうち、採用による欠員の補充が困難であると認められる職で人事委員会が定めるもの 月額 <u>27万5,700円</u></p> <p>（2）及び（3）（略）</p> <p>2及び3（略） （扶養手当）</p>
<p>第10条 扶養手当は、扶養親族のある職員に対して支給する。</p> <p>2 前項の扶養親族とは、次に掲げる者で他に生計のみちがなく主としてその職員の扶養を受けているものをいう。</p> <p>（1）満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子</p> <p>（2）満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある孫</p> <p>（3）満60歳以上の父母及び祖父母</p> <p>（4）満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある弟妹</p> <p>（5）重度心身障害者</p> <p>3 扶養手当の月額は、次の各号に掲げる扶養親族の区分に応じて、扶養親族1人につき当該各号に掲げる額とする。</p> <p>（1）前項第1号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。） <u>1万500円</u></p>	<p>第10条 扶養手当は、扶養親族のある職員に対して支給する。</p> <p>2 前項の扶養親族とは、次に掲げる者で他に生計のみちがなく主としてその職員の扶養を受けているものをいう。</p> <p>（1）<u>配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）又はパートナーシップ関係（双方又はいずれか一方が性的マイノリティであり、互いを人生のパートナーとして、相互の人権を尊重し、日常生活において継続的に協力し合うことを約した二者間の関係その他の婚姻関係に相当すると任命権者が認める二者間の関係をいう。）の相手方（以下「パートナーシップ関係の相手方」という。）</u></p> <p>（2）満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子</p> <p>（3）満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある孫</p> <p>（4）満60歳以上の父母及び祖父母</p> <p>（5）満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある弟妹</p> <p>（6）重度心身障害者</p> <p>3 扶養手当の月額は、次の各号に掲げる扶養親族の区分に応じて、扶養親族1人につき当該各号に掲げる額とする。</p> <p>（1）前項第1号及び第3号から第6号までに該当する扶養親族 <u>6,000円</u></p>

<p>(2) <u>前項第2号から第5号までに該当する扶養親族 6,000円</u></p> <p>4 (現行に同じ)</p> <p>第11条 新たに職員となつた者に扶養親族がある場合又は職員に次の各号のいずれかに該当する事実が生じた場合においては、その職員は、直ちにその旨を任命権者に届け出なければならない。</p> <p>(1) (現行に同じ)</p> <p>(2) 扶養親族たる要件を欠くに至つた者がある場合(扶養親族たる子又は前条第2項第2号若しくは第4号に該当する扶養親族が、満22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族たる要件を欠くに至つた場合を除く。)</p> <p>2から4まで (現行に同じ)</p> <p>(住居手当)</p> <p>第11条の3 住居手当は、次の各号のいずれかに該当する職員に支給する。</p> <p>(1) (現行に同じ)</p> <p>(2) 第12条の2第1項又は第3項の規定により単身赴任手当を支給される職員で、<u>配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。)</u>又は<u>パートナーシップ関係(双方又はいずれか一方が性的マイノリティであり、互いを人生のパートナーとして、相互の人権を尊重し、日常生活において継続的に協力し合うことを約した二者間の関係その他の婚姻関係に相当すると任命権者が認める二者間の関係をいう。)</u>の相手方(以下「<u>パートナーシップ関係の相手方</u>」という。)(配偶者及びパートナーシップ関係の相手方のいずれもない職員にあつては、満18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子)が現に居住する住宅(公舎等で区規則で定めるものを除く。)に同居するときに世帯主となるもののうち、当該住宅を借り受け、月額2万7,000円以上の家賃を支払っているもの</p> <p>2及び3 (現行に同じ)</p> <p>(期末手当)</p> <p>第21条 (現行に同じ)</p> <p>2 期末手当の額は、職員の給与月額に<u>100分の125</u>を乗じて得た額に、区規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。ただし、第9条の2第1項の規定に基づき指定する職員の期末手当の額は、職員の給与月額に<u>100分の107.5</u>を乗じて得た額に、区規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。</p> <p>3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の125</u>」</p>	<p>(2) <u>前項第2号に該当する扶養親族(以下「扶養親族たる子」という。)</u> 9,000円</p> <p>4 (略)</p> <p>第11条 新たに職員となつた者に扶養親族がある場合又は職員に次の各号のいずれかに該当する事実が生じた場合においては、その職員は、直ちにその旨を任命権者に届け出なければならない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 扶養親族たる要件を欠くに至つた者がある場合(扶養親族たる子又は前条第2項第3号若しくは第5号に該当する扶養親族が、満22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族たる要件を欠くに至つた場合を除く。)</p> <p>2から4まで (略)</p> <p>(住居手当)</p> <p>第11条の3 住居手当は、次の各号のいずれかに該当する職員に支給する。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 第12条の2第1項又は第3項の規定により単身赴任手当を支給される職員で、<u>配偶者又はパートナーシップ関係の相手方(配偶者及びパートナーシップ関係の相手方のいずれもない職員にあつては、満18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子)</u>が現に居住する住宅(公舎等で区規則で定めるものを除く。)に同居するときに世帯主となるもののうち、当該住宅を借り受け、月額2万7,000円以上の家賃を支払っているもの</p> <p>2及び3 (略)</p> <p>(期末手当)</p> <p>第21条 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、職員の給与月額に<u>100分の130</u>を乗じて得た額に、区規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。ただし、第9条の2第1項の規定に基づき指定する職員の期末手当の額は、職員の給与月額に<u>100分の112.5</u>を乗じて得た額に、区規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。</p> <p>3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の130</u>」</p>
---	---

とあるのは「100分の70」と、「100分の107.5」  
とあるのは「100分の61.25」とする。

4 及び 5 (現行に同じ)  
(勤勉手当)

第21条の4 (現行に同じ)

2 勤勉手当の額は、職員の勤勉手当基礎額に、勤務成績に応じて区規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の総額は、前項の職員の給与月額に100分の117.5 (第9条の2第1項の規定に基づき指定する職員にあつては100分の135) を乗じて得た額の総額を超えてはならない。

3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の117.5」とあるのは「100分の57.5」と、「100分の135」とあるのは「100分の66.25」とする。

4 から 6 まで (現行に同じ)

#### 附 則

(施行期日等)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和7年4月1日から施行する。

2 第1条の規定(第21条第2項及び第3項並びに第21条の4第2項及び第3項の改正規定を除く。)による改正後の職員の給与に関する条例(以下「第1条による改正後の条例」という。)の規定は、令和6年4月1日から適用する。  
(令和6年4月1日から施行日の前日までの間における異動者の号給)

3 令和6年4月1日からこの条例の施行の日(以下「施行日」という。)の前日までの間において、第1条の規定による改正前の職員の給与に関する条例(以下「改正前の条例」という。)の規定により、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及びその属する職務の級又はその受ける号給に異動のあった職員のうち、特別区人事委員会(以下「人事委員会」という。)の定める職員の第1条による改正後の条例の規定による当該適用又は異動の日における号給は、人事委員会が定める。

(施行日から令和7年3月31日までの間における異動者の号給の調整)

4 施行日から令和7年3月31日までの間において、第1条による改正後の条例の規定により、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及びその属する職務の級又はその受ける号給に異動のあった職員の当該適用又は異動の日における号給については、当該適用又は異動について、まず改正前の条例の規定が適用され、次い

とあるのは「100分の72.5」と、「100分の112.5」  
とあるのは「100分の63.75」とする。

4 及び 5 (略)  
(勤勉手当)

第21条の4 (略)

2 勤勉手当の額は、職員の勤勉手当基礎額に、勤務成績に応じて区規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の総額は、前項の職員の給与月額に100分の122.5 (第9条の2第1項の規定に基づき指定する職員にあつては100分の140) を乗じて得た額の総額を超えてはならない。

3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の122.5」とあるのは「100分の60」と、「100分の140」とあるのは「100分の68.75」とする。

4 から 6 まで (略)

で当該適用又は異動の日から第1条による改正後の条例の規定が適用されるものとした場合との均衡上必要と認められる限度において、人事委員会の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(給与の内払)

5 第1条による改正後の条例の規定を適用する場合においては、改正前の条例の規定に基づいて支給された給与は、第1条による改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

(扶養手当に関する特例措置)

6 令和7年4月1日から令和8年3月31日までの間における第2条の規定による改正後の職員の給与に関する条例（以下「第2条による改正後の条例」という。）第10条第3項の規定の適用については、同項第1号中「1万500円」とあるのは、「9,500円」とする。

7 令和8年4月1日から令和9年3月31日までの間における第2条による改正後の条例第10条第3項の規定の適用については、同項第1号中「1万500円」とあるのは、「1万円」とする。

8 令和7年4月1日から令和9年3月31日までの間において、第2条の規定による改正前の職員の給与に関する条例第10条第2項第1号に規定する配偶者又はパートナーシップ関係の相手方を扶養する職員については、第2条による改正後の条例第10条第2項及び第3項の規定にかかわらず、当該職員に対し、次の各号に掲げる年度に限り、当該各号に定める月額を扶養手当を支給するものとする。

(1) 令和7年度 4,000円

(2) 令和8年度 2,000円

(委任)

9 附則第3項から第5項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会が定める。

## 新旧対照表 (抄)

○会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例 (第 1 条部分)

新 (改正後)	旧 (現 行)
<p>(フルタイム会計年度任用職員の期末手当) 第17条 (現行に同じ)</p> <p>2 期末手当の額は、第 4 条の規定により決定された給料の月額を基礎として区規則で定める額に<u>100分の130</u>を乗じて得た額に、区規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。</p> <p>3 及び 4 (現行に同じ)</p> <p>(フルタイム会計年度任用職員の勤勉手当) 第17条の 2 (現行に同じ)</p> <p>2 勤勉手当の額は、第 4 条の規定により決定された給料の月額を基礎として区規則で定める額に<u>100分の122.5</u>を乗じて得た額に、勤務成績に応じて区規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。</p> <p>3 及び 4 (現行に同じ)</p> <p>(パートタイム会計年度任用職員の期末手当) 第32条 (現行に同じ)</p> <p>2 期末手当の額は、第19条及び第20条の規定により決定された報酬の額を基礎として区規則で定める額に<u>100分の130</u>を乗じて得た額に、区規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。</p> <p>3 及び 4 (現行に同じ)</p> <p>(パートタイム会計年度任用職員の勤勉手当) 第32条の 2 (現行に同じ)</p> <p>2 勤勉手当の額は、第19条及び第20条の規定により決定された報酬の額を基礎として区規則で定める額に<u>100分の122.5</u>を乗じて得た額に、勤務成績に応じて区規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。</p> <p>3 及び 4 (現行に同じ)</p>	<p>(フルタイム会計年度任用職員の期末手当) 第17条 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、第 4 条の規定により決定された給料の月額を基礎として区規則で定める額に<u>100分の120</u>を乗じて得た額に、区規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。</p> <p>3 及び 4 (略)</p> <p>(フルタイム会計年度任用職員の勤勉手当) 第17条の 2 (略)</p> <p>2 勤勉手当の額は、第 4 条の規定により決定された給料の月額を基礎として区規則で定める額に<u>100分の112.5</u>を乗じて得た額に、勤務成績に応じて区規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。</p> <p>3 及び 4 (略)</p> <p>(パートタイム会計年度任用職員の期末手当) 第32条 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、第19条及び第20条の規定により決定された報酬の額を基礎として区規則で定める額に<u>100分の120</u>を乗じて得た額に、区規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。</p> <p>3 及び 4 (略)</p> <p>(パートタイム会計年度任用職員の勤勉手当) 第32条の 2 (略)</p> <p>2 勤勉手当の額は、第19条及び第20条の規定により決定された報酬の額を基礎として区規則で定める額に<u>100分の112.5</u>を乗じて得た額に、勤務成績に応じて区規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。</p> <p>3 及び 4 (略)</p>
※改正附則は第 2 条部分の新旧対照表に記載	

新旧対照表（抄）

○会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（第2条部分）

新（改正後）	旧（現行）
<p>（フルタイム会計年度任用職員の期末手当） 第17条（現行に同じ） 2 期末手当の額は、第4条の規定により決定された給料の月額を基礎として区規則で定める額に<u>100分の125</u>を乗じて得た額に、区規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。 3及び4（現行に同じ） （フルタイム会計年度任用職員の勤勉手当） 第17条の2（現行に同じ） 2 勤勉手当の額は、第4条の規定により決定された給料の月額を基礎として区規則で定める額に<u>100分の117.5</u>を乗じて得た額に、勤務成績に応じて区規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。 3及び4（現行に同じ） （パートタイム会計年度任用職員の期末手当） 第32条（現行に同じ） 2 期末手当の額は、第19条及び第20条の規定により決定された報酬の額を基礎として区規則で定める額に<u>100分の125</u>を乗じて得た額に、区規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。 3及び4（現行に同じ） （パートタイム会計年度任用職員の勤勉手当） 第32条の2（現行に同じ） 2 勤勉手当の額は、第19条及び第20条の規定により決定された報酬の額を基礎として区規則で定める額に<u>100分の117.5</u>を乗じて得た額に、勤務成績に応じて区規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。 3及び4（現行に同じ）</p>	<p>（フルタイム会計年度任用職員の期末手当） 第17条（略） 2 期末手当の額は、第4条の規定により決定された給料の月額を基礎として区規則で定める額に<u>100分の130</u>を乗じて得た額に、区規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。 3及び4（略） （フルタイム会計年度任用職員の勤勉手当） 第17条の2（略） 2 勤勉手当の額は、第4条の規定により決定された給料の月額を基礎として区規則で定める額に<u>100分の122.5</u>を乗じて得た額に、勤務成績に応じて区規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。 3及び4（略） （パートタイム会計年度任用職員の期末手当） 第32条（略） 2 期末手当の額は、第19条及び第20条の規定により決定された報酬の額を基礎として区規則で定める額に<u>100分の130</u>を乗じて得た額に、区規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。 3及び4（略） （パートタイム会計年度任用職員の勤勉手当） 第32条の2（略） 2 勤勉手当の額は、第19条及び第20条の規定により決定された報酬の額を基礎として区規則で定める額に<u>100分の122.5</u>を乗じて得た額に、勤務成績に応じて区規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。 3及び4（略）</p>
<p style="text-align: center;"><u>附 則</u></p> <p>この条例は、公布の日から施行する。ただし、<u>第2条の規定は、令和7年4月1日から施行する。</u></p>	

- 千代田区議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例について
- 千代田区長及び副区長の給与及び旅費条例の一部を改正する条例について
- 千代田区教育委員会教育長の給与及び旅費並びに勤務に関する条例の一部を改正する条例について

## 1 改正理由

令和 6 年 11 月 12 日に答申された千代田区特別職報酬等審議会答申を踏まえ、区議会議員の議員報酬月額及び期末手当の額並びに区長、副区長、教育長の給料月額及び期末手当の額等を改定する。

## 2 改正内容

### (1) 報酬等月額

区議会議員の議員報酬月額及び区長、副区長、教育長の給料月額を、前回の答申（令和 3 年 12 月 13 日）以降の社会経済事情等を踏まえて改定する。

報酬等の額については、令和 4 年から令和 6 年の特別区人事委員会勧告の一般職（行政職給料表（一））の改定率のうち、より職責の重い部長級（6 級）の平均改定率を参考とし、同平均改定率を年度毎に適用させる。

### 区議会議員、区長、副区長、教育長の報酬等月額

	改定額	現行額	増減額
議 長	939,000 円	925,000 円	14,000 円
副 議 長	820,000 円	809,000 円	11,000 円
委 員 長	690,000 円	680,000 円	10,000 円
副委員長	658,000 円	649,000 円	9,000 円
議 員	627,000 円	618,000 円	9,000 円
区 長	1,305,000 円	1,286,000 円	19,000 円
副 区 長	1,042,000 円	1,027,000 円	15,000 円
教 育 長	922,000 円	909,000 円	13,000 円

### (2) 期末手当

区議会議員及び区長、副区長、教育長の 3 月期に支給する手当を廃止し、6 月期及び 12 月期の年 2 回の支給とするよう改正を行う。また、支給月数について、報酬等月額同様に、前回の答申（令和 3 年 12 月 13 日）以降の社会経済事情等を踏まえ、令和 4 年から令和 6 年の特別区人事委員会勧告の支給月数の引き上げ幅を参考とし、月数に加算する。

	改定後	現行	増減月数
区議会議員	4.20	3.80	0.4
区長、副区長、教育長	4.20	3.80	0.4

### 3 新旧対照表

別紙のとおり

### 4 施行期日

(1) 報酬等月額及び期末手当【第1条関係】

令和6年12月1日

(2) 期末手当【第2条関係】

令和7年4月1日

新旧対照表（抄）

○千代田区議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例（第1条部分）

新（改正後）	旧（現行）
<p>（議員報酬）</p> <p>第2条 千代田区議会の議長、副議長、委員会の委員長及び副委員長並びに議員の議員報酬の額は、次のとおりとする。</p> <p>議長 月額 <u>93万9,000円</u></p> <p>副議長 月額 <u>82万円</u></p> <p>委員長 月額 <u>69万円</u></p> <p>副委員長 月額 <u>65万8,000円</u></p> <p>議員 月額 <u>62万7,000円</u></p> <p>（期末手当）</p> <p>第6条 議員で<u>6月1日</u>及び12月1日（以下この条においてこれらの日を「基準日」という。）に在職する者に対して、それぞれの期間につき期末手当を支給する。</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれ前項の基準日現在において同項に規定する者に支給すべき第2条の議員の議員報酬（次項において「一般議員の議員報酬」という。）の月額及びその議員報酬の月額に100分の45を乗じて得た額の合計額に、<u>6月に支給する場合においては100分の165、12月に支給する場合においては100分の255</u>（以下これらの率を「支給基準率」という。）を乗じて得た額（以下「支給基準額」という。）に、前項の基準日以前<u>6月以内</u>の期間におけるその者の在職期間が<u>6月</u>の場合には100分の100を乗じて得た額とし、前項の基準日以前<u>6月以内</u>の期間におけるその者の在職期間が<u>6月未満の場合には支給基準額</u>をその者の在職月数に応じ、月割によつて計算した額とする。</p> <p>3 前項の期末手当の支給に際し、第1項の基準日以前<u>6月以内</u>の期間中、議長、副議長・委員会委員長・同副委員長（以下「役職議員」という。）に在職した期間については、第2条に規定する役職議員に支給する議員報酬の、一般議員の議員報酬を超える額及びその超える額に100分の45を乗じて得た額の合計額に支給基準率を乗じたものをその役職議員の在職月数に応じ、月割によつて計算した額を加算する。</p> <p>4及び5 （現行に同じ）</p> <p>※改正附則は第2条部分の新旧対照表に記載</p>	<p>（議員報酬）</p> <p>第2条 千代田区議会の議長、副議長、委員会の委員長及び副委員長並びに議員の議員報酬の額は、次のとおりとする。</p> <p>議長 月額 <u>92万5,000円</u></p> <p>副議長 月額 <u>80万9,000円</u></p> <p>委員長 月額 <u>68万円</u></p> <p>副委員長 月額 <u>64万9,000円</u></p> <p>議員 月額 <u>61万8,000円</u></p> <p>（期末手当）</p> <p>第6条 議員で<u>3月1日、6月1日</u>及び12月1日（以下この条においてこれらの日を「基準日」という。）に在職する者に対して、それぞれの期間につき期末手当を支給する。</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれ前項の基準日現在において同項に規定する者に支給すべき第2条の議員の議員報酬（次項において「一般議員の議員報酬」という。）の月額及びその議員報酬の月額に100分の45を乗じて得た額の合計額に、<u>3月に支給する場合においては100分の50、6月及び12月に支給する場合においては100分の165</u>（以下これらの率を「支給基準率」という。）を乗じて得た額（以下「支給基準額」という。）に、前項の基準日以前<u>3月（基準日が12月1日であるときは、6月。以下同じ。）以内</u>の期間におけるその者の在職期間が<u>3月</u>の場合には100分の100を乗じて得た額とし、前項の基準日以前<u>3月以内</u>の期間におけるその者の在職期間が<u>3月未満の場合に支給基準額</u>をその者の在職月数に応じ、月割によつて計算した額とする。</p> <p>3 前項の期末手当の支給に際し、第1項の基準日以前<u>3月以内</u>の期間中、議長、副議長・委員会委員長・同副委員長（以下「役職議員」という。）に在職した期間については、第2条に規定する役職議員に支給する議員報酬の、一般議員の議員報酬を超える額及びその超える額に100分の45を乗じて得た額の合計額に支給基準率を乗じたものをその役職議員の在職月数に応じ、月割によつて計算した額を加算する。</p> <p>4及び5 （略）</p>

新旧対照表（抄）

○千代田区議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例（第2条部分）

新（改正後）	旧（現行）
<p>（期末手当）</p> <p>第6条 議員で6月1日及び12月1日（以下この条においてこれらの日を「基準日」という。）に在職する者に対して、それぞれの期間につき期末手当を支給する。</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれ前項の基準日現在において同項に規定する者に支給すべき第2条の議員の議員報酬（次項において「一般議員の議員報酬」という。）の月額及びその議員報酬の月額に100分の45を乗じて得た額の合計額に、<u>100分の210を乗じて得た額</u>（以下「支給基準額」という。）に、前項の基準日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間が6月の場合には100分の100を乗じて得た額とし、前項の基準日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間が6月未満の場合には支給基準額をその者の在職月数に応じ、月割によつて計算した額とする。</p> <p>3 前項の期末手当の支給に際し、第1項の基準日以前6月以内の期間中、議長、副議長・委員会委員長・同副委員長（以下「役職議員」という。）に在職した期間については、第2条に規定する役職議員に支給する議員報酬の、一般議員の議員報酬を超える額及びその超える額に<u>100分の45を乗じて得た額の合計額に100分の210を乗じたものをその役職議員の在職月数に応じ、月割によつて計算した額を加算する。</u></p> <p>4及び5 （現行に同じ）</p> <p style="text-align: center;"><u>附 則</u></p> <p><u>この条例は、令和6年12月1日から施行する。</u> <u>ただし、第2条の規定は、令和7年4月1日から施行する。</u></p>	<p>（期末手当）</p> <p>第6条 議員で6月1日及び12月1日（以下この条においてこれらの日を「基準日」という。）に在職する者に対して、それぞれの期間につき期末手当を支給する。</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれ前項の基準日現在において同項に規定する者に支給すべき第2条の議員の議員報酬（次項において「一般議員の議員報酬」という。）の月額及びその議員報酬の月額に100分の45を乗じて得た額の合計額に、<u>6月に支給する場合には100分の165、12月に支給する場合には100分の255（以下これらの率を「支給基準率」という。）</u>を乗じて得た額（以下「支給基準額」という。）に、前項の基準日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間が6月の場合には100分の100を乗じて得た額とし、前項の基準日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間が6月未満の場合に支給基準額をその者の在職月数に応じ、月割によつて計算した額とする。</p> <p>3 前項の期末手当の支給に際し、第1項の基準日以前6月以内の期間中、議長、副議長・委員会委員長・同副委員長（以下「役職議員」という。）に在職した期間については、第2条に規定する役職議員に支給する議員報酬の、一般議員の議員報酬を超える額及びその超える額に<u>100分の45を乗じて得た額の合計額に支給基準率を乗じたものをその役職議員の在職月数に応じ、月割によつて計算した額を加算する。</u></p> <p>4及び5 （略）</p>

新旧対照表（抄）

○千代田区長及び副区長の給与及び旅費条例（第1条部分）

新（改正後）	旧（現行）
<p>（給料の額）</p> <p>第2条 区長等の給料の額は、次のとおりとする。</p> <p>区長 月額 <u>130万5,000円</u></p> <p>副区長 月額 <u>104万2,000円</u></p> <p>（期末手当の支給方法等）</p> <p>第6条 期末手当の額は、第2条の区長等の給料月額及びその給料月額に100分の45を乗じて得た額の合計額に、<u>6月に支給する場合においては100分の165、12月に支給する場合においては100分の255</u>を乗じて得た額とし、その支給方法、支給条件その他支給に関しては、給与条例の適用を受ける職員の例による。</p>	<p>（給料の額）</p> <p>第2条 区長等の給料の額は、次のとおりとする。</p> <p>区長 月額 <u>128万6,000円</u></p> <p>副区長 月額 <u>102万7,000円</u></p> <p>（期末手当の支給方法等）</p> <p>第6条 期末手当の額は、第2条の区長等の給料月額及びその給料月額に100分の45を乗じて得た額の合計額に、<u>3月に支給する場合においては100分の50、6月及び12月に支給する場合においては100分の165</u>を乗じて得た額とし、その支給方法、支給条件その他支給に関しては、給与条例の適用を受ける職員の例による。</p>
<p>※改正附則は第2条部分の新旧対照表に記載</p>	

新旧対照表（抄）

○千代田区長及び副区長の給与及び旅費条例（第2条部分）

新（改正後）	旧（現行）
<p>（期末手当の支給方法等）</p> <p>第6条 期末手当の額は、第2条の区長等の給料月額及びその給料月額に100分の45を乗じて得た額の合計額に、<u>100分の210</u>を乗じて得た額とし、その支給方法、支給条件その他支給に関しては、給与条例の適用を受ける職員の例による。</p>	<p>（期末手当の支給方法等）</p> <p>第6条 期末手当の額は、第2条の区長等の給料月額及びその給料月額に100分の45を乗じて得た額の合計額に、<u>6月に支給する場合においては100分の165、12月に支給する場合においては100分の255</u>を乗じて得た額とし、その支給方法、支給条件その他支給に関しては、給与条例の適用を受ける職員の例による。</p>
<p><u>附 則</u></p> <p><u>この条例は、令和6年12月1日から施行する。</u></p> <p><u>ただし、第2条の規定は、令和7年4月1日から施行する。</u></p>	

新旧対照表（抄）

○千代田区教育委員会教育長の給与及び旅費並びに勤務に関する条例（第1条部分）

新（改正後）	旧（現行）
<p>（給料の額）</p> <p>第2条 教育長の給料の額は、月額<u>92万2,000円</u>とする。</p> <p>（期末手当の支給方法等）</p> <p>第6条 期末手当の額は、第2条の給料月額及びその給料月額に100分の45を乗じて得た額の合計額に、<u>6月に支給する場合には100分の165、12月に支給する場合には100分の255</u>を乗じて得た額とし、その支給方法、支給条件その他支給に関しては、給与条例の適用を受ける職員の例による。</p> <p>※改正附則は第2条部分の新旧対照表に記載</p>	<p>（給料の額）</p> <p>第2条 教育長の給料の額は、月額<u>90万9,000円</u>とする。</p> <p>（期末手当の支給方法等）</p> <p>第6条 期末手当の額は、第2条の給料月額及びその給料月額に100分の45を乗じて得た額の合計額に、<u>3月に支給する場合には100分の50、6月及び12月に支給する場合には100分の165</u>を乗じて得た額とし、その支給方法、支給条件その他支給に関しては、給与条例の適用を受ける職員の例による。</p>

新旧対照表

○千代田区教育委員会教育長の給与及び旅費並びに勤務に関する条例（第2条部分）

新（改正後）	旧（現行）
<p>（期末手当の支給方法等）</p> <p>第6条 期末手当の額は、第2条の給料月額及びその給料月額に100分の45を乗じて得た額の合計額に、<u>100分の210</u>を乗じて得た額とし、その支給方法、支給条件その他支給に関しては、給与条例の適用を受ける職員の例による。</p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>この条例は、令和6年12月1日から施行する。</u></p> <p><u>ただし、第2条の規定は、令和7年4月1日から施行する。</u></p>	<p>（期末手当の支給方法等）</p> <p>第6条 期末手当の額は、第2条の給料月額及びその給料月額に100分の45を乗じて得た額の合計額に、<u>6月に支給する場合には100分の165、12月に支給する場合には100分の255</u>を乗じて得た額とし、その支給方法、支給条件その他支給に関しては、給与条例の適用を受ける職員の例による。</p>

企画総務委員会 送付6-42

公共の場所における客引き行為等の防止に関する条例に関する陳情

受付年月日 令和6年10月29日

陳情者 提出者 1名

2024年10月27日

千代田区議会議長  
秋谷 こうき 殿

氏名：

住所：

TEL：

## 公共の場所における客引き行為等の防止に関する条例に関する陳情

### 記

平素より、区議会議員の皆様並びに区職員の皆様には、千代田区の行政にご尽力いただき、誠にありがとうございます。

さて、私はコロナ禍の2022年初頃から千代田区内の職場に通勤しております。職場は、千代田区の「公共の場所における客引き行為等の防止に関する条例」に定められた「客引き行為等防止重点地区」に指定された秋葉原駅や神田駅周辺から徒歩圏内に位置しています。コロナ禍が収束に向かい始めた当時、重点地区において路上での客引き行為を見かけたり、受けたりすることはありましたが、その数も多くはなく、あまり気にはなりませんでした。昨年初に千代田区に転居しましたが、1年前と比べると路上での客引き行為や複数名でたむろし客待ちする行為が増加し、さらに訪日外国人観光客が急増（観光庁の統計では6倍）した影響で、重点地区における路上での客引き行為等が通行の妨げになると感じるが増えてきました。客引きをする人の中には、未成年であったり、正規の就労ビザを持っていないのではないかと疑わしい人たちもいます。

東京都にはすでに「公衆に著しく迷惑をかける暴力的不良行為等の防止に関する条例」が存在しており、千代田区の条例はその補完を目的としていると理解しています。しかし、新宿区、港区、大阪市など、有名な繁華街を抱える他の自治体の同様の条例では、以下のような点が明記されており、それに比べて千代田区の条例には改善の余地があると考えております。

1. 声掛け（いわゆる誘引）や複数人でのたむろ（いわゆる客待ち）を禁止することについて明文化されている。
2. 区内の飲食店営業許可を受けた事業者に対し、客引きや勧誘行為等を行わない旨の誓約書を区に提出させている。（客引き行為等防止重点地区外からの客引き行為も防ぐため、千代田区全域の事業者を対象とすべきです）
3. 行為が是正されない場合には、5万円以下の過料を設定している。

千代田区に様々な人々や事業者が集まり、賑わいが生まれること自体は歓迎すべきことです。しかし、大人数での路上での客引き行為や通行の妨げとなる行為は、区内の秩序や治安を損なう原因にもなりかねません。そのため、これらの課題に対処するため、条例の改定や実効性のある対策のご検討を賜りますよう、陳情いたします。

以上

（参考）

千代田区「公共の場所における客引き行為等の防止に関する条例」

（URL: <https://www.city.chiyoda.lg.jp/koho/machizukuri/sekatsu/kyakuhiki.html>）



観光庁「訪日外国人旅行者数・出国日本人数」

(URL: [https://www.mlit.go.jp/kankocho/tokei\\_hakusyo/shutsunyukokushasu.html](https://www.mlit.go.jp/kankocho/tokei_hakusyo/shutsunyukokushasu.html))

東京都「公衆に著しく迷惑をかける暴力的不良行為等の防止に関する条例」

(URL: [https://www.reiki.metro.tokyo.lg.jp/reiki/reiki\\_honbun/g101RG00002212.html](https://www.reiki.metro.tokyo.lg.jp/reiki/reiki_honbun/g101RG00002212.html))

新宿区「新宿区公共の場所における客引き行為等の防止に関する条例を改正しました。(平成28年4月1日施行 罰則規定については同年6月1日施行)」

(URL: [https://www.city.shinjuku.lg.jp/anzen/kikikanri01\\_001047.html](https://www.city.shinjuku.lg.jp/anzen/kikikanri01_001047.html))

港区「港区客引き行為等の防止に関する条例」

(URL: <https://www.city.minato.tokyo.jp/seikatsuanzen/kyakuhikiboushi.html>)

大阪市「大阪市客引き行為等の適正化に関する条例の概要等について」

(URL: <https://www.city.osaka.lg.jp/shimin/page/0000455432.html>)

企画総務委員会 送付6-43

千代田区独自の宿泊税の導入を求める陳情書

受付年月日 令和6年11月12日

陳情者 提出者 1名

2024年11月9日

千代田区議会議長  
秋谷 こうき 殿

氏名：

住所：

TEL：

## 千代田区独自の宿泊税の導入を求める陳情書

### 記

平素より、区議会議員の皆様並びに区職員の皆様には、千代田区の行政にご尽力いただき、誠にありがとうございます。

この度、千代田区独自の宿泊税導入をご検討いただきたく、陳情いたします。

#### 【背景】

千代田区は、皇居や歴史的な建築物、クールジャパン政策の重要拠点である秋葉原などの観光名所、関東の交通の要所である東京駅、世界的なビジネス街を併せ持つ世界的にも稀有な自治体です。こうした特性から、日本国内は勿論、海外からも多くの人を惹きつけており、令和5年度に実施された「モバイルデータを活用した訪都旅行者動態調査」によると、令和5年の1年間で千代田区を訪れた海外からの旅行者は537万人を超えています。近年、区内では特に秋葉原駅周辺において観光客の増加に伴うオーバーツーリズムの問題が顕著になってきています。具体的には、街中や交通機関の混雑の激化、ゴミのポイ捨て、路上喫煙、さらには好ましくない客引きの増加が目立っており、一区民として、これらの問題への対応が急務だと考えます。

東京都は2002年に全国初の「宿泊税」を導入しましたが、宿泊税率は導入以来22年間、1泊当たりの料金（素泊まり料金とそれにかかるサービス料の合計）が1万円以上1.5万円未満は100円、1.5万円以上は200円と低く据え置かれています。一方で、他の自治体に目を向けると、京都市では一泊当たり最高1,000円、北海道倶知安町では宿泊料金の2%の宿泊税を課しています。千代田区の宿泊施設では、昨今の物価や人件費の上昇、訪日外国人観光客の増加、高級ホテルの進出に伴い、1泊数万円以上の宿泊料金となる客室が増えており、既存の東京都宿泊税の最高税率である200円は少なすぎると考えます。

#### 【陳情内容】

区独自の宿泊税として、1泊当たりの料金の3%程度を宿泊税として徴収することをご検討いただきたく、お願いいたします。

#### 【用途】

本税収は、区内の観光重要施設の増設や修繕、案内所やWi-Fiアクセスポイントの整備、災害時の多言語支援、道路清掃、ゴミ処理、無料喫煙所の増設、見回りパトロールなど、訪問客が快適に千代田区を訪れるための観光インフラや環境の向上に充てていただくことを提案いたします。

#### 【考えられるご質問・問題点・議論のポイント】

Q1. なぜ宿泊税なのか



A1. 宿泊税は、区内に滞在する訪問者に対し滞在期間に応じた負担をお願いするものであり、観光インフラの受益者負担の観点からも公平性が高いと考えます。

Q2. 東京都とは別に宿泊税を設けることについて

A2. 福岡市や北九州市が福岡県と別途自治体単位で宿泊税を導入しているように、千代田区でも独自の宿泊税を導入することは可能だと考えます。また、昨今、東京都が宿泊税の増税を検討していることを踏まえ、区独自の宿泊税を導入するのではなく、区として都に増税を働きかけていただくことも区民として歓迎いたします。

Q3. 税率3%の妥当性や観光業界の対応について

A3. 世界を代表するスキーリゾート地であるニセコエリアにある北海道倶知安町が宿泊料金の2%を宿泊税として徴収しているように、%単位での課税は国内の前例もあります。2019年に%単位での課税が開始されたため、ホテルや旅行業界においても比較的スムーズに対応が可能であると考えます。千代田区は、日本国内でも観光資源が豊富で、特に混雑するエリアであることから、3%程度の税率は妥当と考えられます。

Q4. ビジネスなどへの影響について

A4. 千代田区には多くの企業が本社を構えており、出張者の訪問も想定されます。区独自の宿泊税を導入する際には、免税点の設定や、日本の居住者への免税措置などの対応も考えられます。

何卒ご検討のほど、よろしくお願いいたします。

(参考)

東京都主税局「宿泊税」

(URL: <https://www.tax.metro.tokyo.lg.jp/kazei/shuk.html>)

東京都主税局「宿泊税 20年間の実績と今後のあり方」

(URL: <https://www.tax.metro.tokyo.lg.jp/oshirase/2023/data/20230619-2.pdf>)

千代田区議会「令和6年第2回定例会（第3日）議事録」

(URL:

<https://www.city.chiyoda.tokyo.dbsr.jp/index.php/878255?Template=document&Id=9927>)

福岡県「宿泊税の概要について」

(URL: <https://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/syukuhakuzei.html>)

京都市情報館「宿泊税について」

(URL: <https://www.city.kyoto.lg.jp/gyozai/page/0000236942.html>)

倶知安町「倶知安町の宿泊税について」

(URL:

[https://www.town.kutchan.hokkaido.jp/town\\_administration/AccommodationTax/3108/](https://www.town.kutchan.hokkaido.jp/town_administration/AccommodationTax/3108/))

東京都観光データカタログ「モバイルデータを活用した訪都旅行者動態調査」

(URL: <https://data.tourism.metro.tokyo.lg.jp/data/mobile/>)

以上

## 旧箱根千代田荘 現行建物活用検討の終了について

### 1 これまでの活用検討の経緯と状況

議会における「箱根千代田荘の再活用を求める決議」可決（平成29年3月29日）を受け、活用検討を開始

#### (1) 平成29年度

- 旧箱根千代田荘 利活用の検討に係る調査
- エンジニアリングレポート

#### (2) 平成31年度

- 旧箱根千代田荘の利活用についての深堀検討

#### (3) 令和4年度

- 利活用方法の検討に係る調査

#### (4) 令和5年度

- エンジニアリングレポート
  - ・現在の旧箱根千代田荘を活用した再開の場合、設備改修などに9億2千万円（消費税含まない）要することが明らかになった。

#### (5) 令和6年度

- 空地进行資材置き場・駐車場として民間事業者へ貸付（令和8年3月まで）

### 2 今後の進め方

これまでの調査・検討を踏まえ、総合的に勘案した結果、既存建物の改修による、または建築物として残したまま改修・改築を含めた民間事業者からの提案による活用を検討することは限界であることから、既存の建物の活用はしないこととし、今後、区民の貴重な財産である土地の有効活用について検討していく。

千代田区公共施設等総合管理計画（素案）に対する  
パブリックコメントの結果概要について

1 パブリックコメントの概要

- (1) 件 名 千代田区公共施設等総合管理計画（素案）について
- (2) 公 表 日 令和6年10月20日（日）
- (3) 意見募集期間 令和6年10月20日（日）から令和6年11月11日（月）まで
- (4) 周 知 方 法 広報千代田10月20号、区ホームページ、施設経営課窓口、区役所2階区政情報コーナー、各出張所窓口

2 結果の概要

提出された意見数及びその内訳は、次のとおりです。

意見数（意見提出者数）	37件（5人）
区 HP 送信フォーム	31件（3人）
電子メール	5件（1人）
ファクス	0件
郵送	0件
直接持参	1件（1人）

区分	意見の考慮の結果	件数
A	意見を踏まえ、計画に反映したもの	8件
B	意見の趣旨が既に計画に反映されているもの	12件
C	今後検討のために参考とするもの	11件
D	その他（質問など）	6件

### 3 意見に対する区の考え方

#### (1) 全体に関すること

意見番号	意見	反映区分	意見に対する区の考え方
1	和暦と西暦を併記すべきではないでしょうか。10年という長期の時間軸で計画されているため、必ず連続する時間単位を使用することで、区民がより一層理解できるようになります。計画書に実際記載されていましたが、令和47年がどれほど現実離れた年かは容易に想像できます。	A	ご意見を踏まえ、本文については和暦と西暦を併記します。ただし、図表については和暦のみ記載します。
2	「区民」の定義が、実運用上は町会長などに限られている場合が散見されます。そこで、区民とは住民票を置いている者全員を指し、その認識に基づいて行政手続きをすることを明確に記載した方が、区民と行政との認識に齟齬が生じないと思います。	D	本計画における区民とは、原則として、千代田区に住民登録をしている人を指しています。
3	社会問題になっているカスタマーハラメントについても考慮した方が良いのかなと思いました。一部の公園等に対し一部の方が激しく苦情を申し立てることで、その公園等を設けた目的が果たせなくなっている事例が出てきているように思います。	C	ご意見を踏まえ、全体方針編 P.104 に記載のとおり、「千代田区公園・児童遊園等整備方針」(平成19年策定)の改定に向けた検討を進めます。

#### 〈反映区分〉

- A … 意見を踏まえ、計画に反映したもの
- B … 意見の趣旨が既に計画に反映されているもの
- C … 今後検討のために参考とするもの
- D … その他

(2) 全体方針編 第1章 計画の概要 に関すること

意見番号	意見	反映区分	意見に対する区の考え方
4	公開空地だけでなく、登記上の地目が「公衆用道路」となっている「私道」も上記と同様の問題を抱えており、そういった私道も公共施設等に含まれる（または一定の条件を満たせば含むことができる）ものとして本計画に組み込むべきであると考えます。	C	全体方針編 P.3 に記載のとおり、本計画では公有財産の他は、「民間等の財産」のうち、「区が借り上げて直接運営している施設」のみを対象としています。

(3) 全体方針編 第2章 公共施設等を取り巻く現状 に関すること

意見番号	意見	反映区分	意見に対する区の考え方
5	全体方針編 P.24 「区有施設の状況 P.24 (参考)」 学校の面積が、P.19 の図表 2-31 は 123,644 m <sup>2</sup> で、参考資料の図表 2-32 は 105,373 m <sup>2</sup> で異なっています。図表 2-31 は延べ床面積と明記されています。図表 2-32 は「建物保有量」とありますが、その定義が明確に記載されていません。そのためなぜ両方で数字が異なるか理解できません。	A	図表 2-32 の「施設保有量 (m <sup>2</sup> )」も延べ床面積を表しておりますが、出典が東京都作成資料であるため、用語が異なります。 また、数値の根拠となる調査の時期が異なるため、異なる数値となります。ご意見を踏まえ、時点の違いによる差異がある旨を加筆します。
6	全体方針編 P.40 「建て替え中心の老朽化対策」 コストメリットの記述がなければ、なぜ建て替え中心にしたのか理解できません。それらの説明も追記してほしいです。	B	全体方針編 P.40 は今回の計画改定までの実態をお示ししたものです。今後は、同 P.69 に記載のとおり、建替えと長寿命化を併用し、適切な施設管理に取り組みます。

意見 番号	意見	反映 区分	意見に対する区の考え方
7	全体方針編 P.43 「地域別の公園等の面積、公衆・公園便所の整備状況」 図表 2-32 のように、他の特別区と比較した区民一人当たりの公園面積を出すと、区民の置かれた環境を相対的にみることが出来ます。ぜひその図も入れてください。	A	ご指摘を踏まえ、他の特別区と比較した区民一人当たりの公園面積を掲載しました。
8	全体方針編 P.61 「公園・広場の充実が60%を占めている」 千代田区公共施設等総合管理計画（素案）概要版の P.15 では本調査を反映した目標設定だとは読み取れません。関連性が明確にわかるよう、概要版の見直しをしてください。	B	全体方針編 P.104 に記載のとおり、公園・広場の充実が求められていることを示しています。

(4) 全体方針編 第3章 改定にあたっての考え方 に関すること

意見 番号	意見	反映 区分	意見に対する区の考え方
9	全体方針編 P.65 「(2)着実な維持管理や改修の実施」 そもそも新設時にランニングコストを考慮した設計、設備選定が必要です。その視点も計画に入れた方が、より設備維持コストは削減できます。	B	全体方針編 P.114 に記載のとおり、施設の整備に当たっては、ライフサイクルコストに配慮した施設として計画することとしています。

(5) 全体方針編 第4章 公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本的な方針  
 に関すること

意見 番号	意見	反映 区分	意見に対する区の考え方
10	<p>「千代田区 ウォークブルまちづくりデザイン」に記載のある「公開空地（道路状空地も含みます）」について、本素案では一切言及されておりません。基本的に公開空地は公共施設等に含まれる（または地権者からの申請など一定の条件を満たせば含むことができる）ものとして、本計画へ管理方針を組み込むべきであると考えます。</p>	C	※意見番号4と同じ
11	<p>まちみらい千代田主催のマンション連絡会において、某マンション管理組合より、公開空地での喫煙について区が取り締まりをやってくれなないため困っているという相談がありました。千代田区内の多くの建物で同様の問題が発生しているものと思います。こういった公開空地の取り扱いの問題を解決できるよう、本計画の基本方針へ区による公開空地の管理方針を組み込んで頂きたいです。</p>	C	※意見番号4と同じ
12	<p>省エネについては「非効率な設備を積極的に廃止する」といった方針を盛り込んだ方が宜しいかと存じます。「計画的に推進」といった方針ですと、まだ使えるので勿体ないという感覚で旧来の蛍光灯や非効率な設備を使い続ける傾向があるように思います。</p>	B	<p>施設の機能を維持する中で、非効率な設備であっても積極的に廃止できない場合がありますが、ご指摘も踏まえ、更に「計画的に推進」できるよう積極的に取り組みます。</p>

意見 番号	意見	反映 区分	意見に対する区の考え方
13	<p>「民間企業等を起用できる能力を区が確保・維持することの重要性」</p> <p>「第4章 公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本方針」の区有施設に関する管理原則として、</p> <p>「2. 質の高いサービスを適正なコストで提供」とされています。妥当な原則と存じます。ただ、前提として、民間企業等を起用するには、区が、発注者として発注内容を正しく定義して伝達し、発注通りに実施されるように管理する知識・スキル・能力を保持している必要があります。また、官製談合などの不正が行われないように、組織風土の刷新が貫徹されていないと、区民の収めた税金が、一部の事業者と見返りを得る関係者に使われることになりかねません。区民の不安を軽減する為にも、方針のなかで、区（区職員）の知識・スキル・能力の維持・向上と発注の公正性を何よりも重要であるとする組織風土の醸成を前提とすることを明示することが望ましいと考えます。官製談合が露見したあとですので、一層は一層心配していると思います。</p>	D	<p>ご指摘のとおり、区が発注者として適切に契約の履行に関する監督を行うことはとても重要な視点と考えております。今般の官製談合事件を受け、二度とこのような事件が生じることのないように、職員に対する再発防止に向けた研修の実施、</p> <p>「(仮) 千代田区発注者綱紀保持指針」を新たに定める等、発注の公正性を確保に向けて様々な再発防止策を実施しているところです。契約も含め、区の再発防止対策については「千代田区入札不正行為等再発防止検討報告書」にとりまとめました。これらの再発防止策を実施することが組織風土の変革につながると認識をしており、着実に実行していけるよう、進捗管理や庁内連携などに取り組んでいきます。</p> <p>あわせて、今後も引き続き「千代田区人材育成基本方針」に沿って、職員の確保や育成を進めてまいります。</p>

意見 番号	意見	反映 区分	意見に対する区の考え方
14	<p>「狭い道路の車道幅の管理・確保」 「第4章(2)都市型基盤施設の管理に関する基本的な方針」のなかで、「③ウォークラブルなまちづくりに向けた施策の活用等に向けた方針」が位置づけられております。よいことだと思いますが、歩行者が安全・安心を確保されて歩くことができ、かつ、自転車活用も推進されるとすれば、自転車は歩行者と同じ歩道を走らせず、歩道は歩行者専用とし、自転車は原則通り車道を走るようにすることが望ましいと思われまます。一方、車道では、自転車が自動車からの危険にさらされないように、余裕を持った区分けをすることが有効と考えられます。また、区道やそこから入り込んだ生活道路には、緊急車両の進入が確保されることが重要であり、車道の道幅が重要なテーマです。即ち、車道幅の整備は住民の安全確保とウォークラブル環境整備に繋がります。その観点から、車道幅の整備・確保に留意することを基本方針の1つとすることが重要です。拡幅ではきなくても、狭い道に面した敷地には、容積率の高く昼間人口を大きく増大させる建築物は建てないことで、緊急車両の進入を妨げる状況を極力抑え、街の安全性を維持することが重要です。この観点を、方針で謳うようお願いいたします。</p>	B	<p>全体方針編P.105に記載の今後の方向性の中で、個別方針として「人・自転車・車が共生できる安全で快適な道路」を掲げ、「自転車通行環境の整備」を示しております。</p>

(6) 全体方針編 第5章 施設類型毎の管理に関する基本的な方針 に関すること

意見 番号	意見	反映 区分	意見に対する区の考え方
15	<p>概要版 P.14 「区民ニーズを踏まえたサービス向上とコスト縮減」</p> <p>この箇所は設備のみならず、人的な面も含んでいると読めます。するとこの文言は、低賃金、不安定な雇用形態を進めることも含意していることになります。それは公的で非営利の機関が目指すものではないと思います。見直しをした方が良いです。</p>	A	<p>ご指摘を踏まえ、「区民ニーズを踏まえたサービス向上とコスト縮減」を「区民ニーズを踏まえたサービス向上と施設管理コストの縮減」に修正しました。</p>
16	<p>概要版 P.15 「公園等」</p> <p>公園を使う主体はほぼ子供です。その子供にどのような環境を提供するのか、の視点が読み取れませんでした。「だれもが」は子供も含む、といたいのかもかもしれませんが、子供の望む環境と成人の望む環境は全く異なります。公園利用の主体はあくらかに子供の方が高い割合を占めるので、子供にどのような環境を提供するのか、がメインテーマであるべきだと思います。</p>	B	<p>公園については、子どもも含めたすべての人を対象に整備していくものと認識しています。その中で、とりわけ、子どもの望む視点での整備に向けては全体方針編P.104に記載のとおり、ボール遊びやスケートボード、インクルーシブ遊具をはじめとした多種類の遊具設置やドッグランなどに言及しており、子どもの望む環境整備に十分に配慮するものです。</p>

意見 番号	意見	反映 区分	ご意見に対する区の考え方
17	<p>全体方針編 P.81 「サービス向上や管理運営コスト縮減」</p> <p>図書サービスの向上とは何を指すのでしょうか。ここでは設備に限らないものを指していると読みました。一般的に図書サービスとは、文化や教養の醸成や知的好奇心を満たすことに寄与する、書籍の選定と提供ではないかと思います。</p> <p>取次会社などが行っている図書選定サービスの導入は、図書サービスの無責任化、劣化を招くので採用すべきではないと考えます。</p> <p>反対に行政が書籍選定に責任を持つことにより、図書サービスの向上向上が期待できると考えます。従ってむしろ運営は区が直接行い、司書を正規雇用の公務員とすることが望ましいと考えます。</p>	C	<p>全体方針編 P.81 に記載のとおり、新たな民間活用手法について、サービス向上や管理運営コスト縮減の効果が期待される手法については、積極的に適用を検討しますが、サービス向上に寄与しない場合は、適切に区が関与する手法も含め検討します。図書選定等の具体的な図書館運営手法についてはご意見として受け止めます。</p>
18	<p>全体方針編 P.85 「今後の方向性」</p> <p>校庭の拡張は含まないのでしょうか。子供の健康な発達には外遊びは欠かせません。にもかかわらず狭小なグラウンドしか提供できていない現状は、真っ先に改善してほしいと思う点です。</p>	A	<p>外遊びの必要性はご指摘のとおりです。このため、全体方針編 P.85 に「いきいきと活動し、安全で快適に過ごせる施設環境」と「より広い遊び場の確保」について記載しています。限られた校地の中では校庭も狭くならざるを得ませんが、体を動かせる空間については、屋内外等に限らず確保できるよう工夫していきます。こうした姿勢を明確にするため、「より広い遊び場の確保」を「より広い運動場や遊び場の確保」と修正しました。</p>

意見 番号	意見	反映 区分	意見に対する区の考え方
19	<p>全体方針編 P.89 「児童相談所、こども家庭センター」</p> <p>法的義務化以前に自前で児童相談所を作った地方自治体があります。対して比較的潤沢な予算をもつ千代田区の姿勢は消極的な印象が拭えません。全国的に少子化が進んでいるなか、若年人口が増加している千代田区では、その必要性は他の地方自治体より高いと認識します。「検討」より踏み込んだ政治判断が今の段階でなされる必要があると考えます。</p>	B	<p>全体方針編 P.89 に記載のとおり、「すべての妊産婦、子育て世帯、子どもに対し母子保健部門と一体的に相談支援を行う「こども家庭センター」の設置も努力義務化されることから、子どもの最善の利益の視点で子ども発達センター等を含めた施設整備について検討」していくこととしています。</p>
20	<p>全体方針編 P.105 「街区の再編等まちの機能更新の機会を捉え道路空間の有効活用、道路整備をさらに進める」</p> <p>街区の再編と道路整備は分けて議論すべきものです。あたかもセットであるかのような表現は誤解を招くと思います。</p>	B	<p>道路整備の基本方針は P.105 「今後の方向性」で記載している6つの個別方針となります。これに加えて、今後は街区の再編等まちの機能更新の機会を捉え道路空間の有効活用や道路整備を進めることも必要としたものです。</p>

意見 番号	意見	反映 区分	意見に対する区の考え方
21	<p>「保健所施設の設置」</p> <p>保健所については、「利便性の良い立地を活かして区民の健康づくりを支援する拠点として機能の充実を図ります。なお、母子保健機能については、こども家庭センター設置の検討状況に 応じて柔軟に対応していきます。」とのことですが、保健所は、業務の性質上、設置場所が重要であることが、区民の利用し易さ(アクセスし易さ)、保健所からの区民への安全確保施策の届きやすさなどの観点から、新型コロナウイルス感染症のパンデミックに際して、改めて強く認識されました。番町・麴町地域に、保健所がなくなってから久しく、不便や安全確保への不安を感じている住民の声を聞きます。保健福祉部との課題確認を行い、保健所施設の追加配置を検討することを方針にいてもらいたいと思います。なくなってしまった保健所の場所と現在の未使用施設を考えあわせると、旧永田町小学校の建物を保健所として活用することも一案と思いつきます。保健衛生に係る本件は、猶予期間はないと考えます。</p>	C	<p>全体方針編 P.95 に記載のとおり、保健所機能については、利便性の良い立地を活かして区民の健康づくりを支援する拠点として機能の充実を図ります。いただいたご意見は、今後の検討の参考にさせていただきます。</p>

(7) 全体方針編 第6章 区有施設整備の基本的な考え方 に関すること

意見番号	意見	反映区分	意見に対する区の考え方
22	概要版 P. 16 一人当たりの公共空間面積が、時間軸でどのように変化したのかも示してほしいです。それが「行政需要への適正化」を検証する重要な情報の一つであるからです。	B	全体方針編 P. 134 に記載のとおり、本計画の進行管理の中で一人当たりの公共施設や公園の面積の推移を把握して、「行政需要への適正化」に取り組みます。
23	概要版 P. 17 「土地取得の考え方」 10年計画の本書に「喫緊の行政需要」とありますが、どのような時間単位を想定しているのでしょうか。一方で「今後の社会状況の変化等」とはどのような時間単位を想定しているのでしょうか。それぞれの違いを明確にしてください。	D	「喫緊の行政需要」とは、計画策定・運用時点で既に表出しているものを指し、「今後の社会状況の変化等に伴い必要となる具体の行政需要」とは、計画策定・運用時点で表出していないものの、各種データの分析から将来的に表出するものを指しています。
24	概要版 P. 17 「複合化の留意点」 協議周知、とはなんのでしょうか。協議を行う旨を関係者に周知する、という意味でしょうか。人によって解釈が変わる可能性があるため、この用語は説明を足すか見直ししたほうが良いと思います。	A	住み替えが生じる住民に対する周知や当該住民と区との協議を示していますが、ご指摘を踏まえ、「協議周知」を「協議及び周知」に修正しました。
25	概要版 P. 17 区民参画の考え方 適切な段階、適切な手法、とありますが、それぞれの選定権が実質行政のみに帰属しているため、一方的な認識で決められる可能性を残しています。特に「適切な段階」は、参照としている千代田区参画・協働ガイドライン（平成26年4月）にも、具体的なタイムスケジュールがありません。区民参画案件に該当する全てのケースにおいて、適切な段階を明確に数値で定義しておくべきだと考えます。	D	施設整備の案件ごとに検討のステップが異なることから、区民等の意見を伺う適切な段階について、明確に数値化することは困難と考えています。区民参画については、「千代田区参画・協働ガイドライン」（平成26年4月）を踏まえて適切に取り組みます。

意見 番号	意見	反映 区分	意見に対する区の考え方
26	<p>全体方針編 P.111 「ドライミストの設置」</p> <p>ドライミストありきではなく、都市過熱をいかに緩和するかという目的に沿う手段を十分比較検討し、結論を出すべきだと思います。</p> <p>たとえば植林という選択肢との比較検討です。日陰と葉の蒸散効果による気温緩和が期待でき、しかも温室効果ガス削減の効果もあるので、それらを踏まえた検討結果を盛り込んでほしいです。もしそのような議論が既にあるならば、出典を追記してほしいです。</p>	B	<p>ヒートアイランド対策については、緩和策・適応策を適切に行う必要があります。緑化整備によるヒートアイランド現象の緩和については、全体方針編 P.111「緑化整備は、(中略)晴天時には霧散効果によりヒートアイランド現象への対策にもなります。」と記載しております。</p> <p>なお、ヒートアイランド対策に係る議論については、「千代田区ヒートアイランド対策計画」の改定にて実施しております。</p>
27	<p>全体方針編 P.116 「区有施設に必要な用地を新たに確保することは難しいのが実情」</p> <p>千代田区は地方行政組織とは比較にならないほど財源が豊かです。簡単な文言で、学校や公園などの公共施設の面積拡充を、半ば諦めざるをえないと思わせるのは、早計に過ぎると思います。区民にとって意味のある支出であれば、自信を持って説明して理解を求めてほしいです。</p>	A	<p>全体方針編 P.120 に記載のとおり、行政需要を踏まえて区有地の取得を検討します。用地の確保が困難な要因として、地価のみならず、まとまった面積の土地が市場に流通しにくい事情もあります。ご意見を踏まえ、土地の流通に関する記載を追記します。</p>

意見 番号	意見	反映 区分	意見に対する区の考え方
28	<p>全体方針編 P.117 「有効活用の方法（イメージ図）」</p> <p>土地の新規取得が困難といいながら、未利用地の活用に売却や交換が含まれているのは矛盾していませんか。新規取得が困難ならば、現在所有している土地を売る選択肢はないのではないのでしょうか。</p> <p>別な視点で言えば、区の積立金が800億円もある状況では、土地や設備の売却益で行政サービスに資する、という理屈は無理筋だと思います。</p> <p>また本管理計画が重視している「柔軟な対応」をする上で、未利用地、未利用施設はある程度持っている方が望ましいと考えます。たとえば大地震が来た際の瓦礫置き場や仮設トイレの設置などに使うこともできると思います。防災計画に織り込み済みとは思いますが、想定外が起きるのは災害の常ですので、多少の余裕は持っていて良いと思います。</p> <p>「大規模用地は極めて慎重に検討する」については、あらかじめ大規模の定義を数値化し、恣意性が介入する余地を排除すべきだと思います。</p>	D	<p>全体方針編 P.117 図表6-9 有効活用の方法（イメージ図）に記載のとおり、未利用・暫定活用財産の活用を検討します。未利用の売却・交換についてはその全てを対象とするものではなく、面積狭小等により活用が極めて困難な財産が検討対象となります。大規模用地の考え方は、全体方針編 P.118 に記載の3,000㎡以上の用地を想定しています。</p>
29	<p>全体方針編 P.120 「土地取得の考え方」</p> <p>その土地を取得することで、区民の需要を一層満たす場合。というケースも含めることを提案します。いかに土地があろうとも、交通手段の限られる子供や高齢者が行きづらければ、その行政サービスの効果は限定的となるためです。</p>	B	<p>全体方針編 P.120 に記載のとおり、「喫緊の行政需要や、今後の社会状況の変化等に伴い必要となる具体の行政需要に添えていく」なかでご指摘のケースが含まれると認識しております。</p>

意見 番号	意見	反映 区分	意見に対する区の考え方
30	<p>全体方針編 P.120 「P.120 取得の手続きに際しては、庁内の各会議体で適切な時期に議論」</p> <p>「取得の手続きに関しては、庁内の各会議体および区民とが総意をまとめるのに必要な期間を確保できる時期に議論」とすることを提案します。</p>	C	<p>取得に際しては、庁内の各会議体や区民代表である議会と丁寧に情報共有を行うとともに、意見の取りまとめに必要な期間を確保する視点を持ちながら手続きを進めていきます。</p>
31	<p>全体方針編 P.125</p> <p>施設整備にあたっては、当ガイドラインを踏まえて、世論調査等のアンケートや、意見公募（パブリックコメント）、意見交換会・懇談会などを適切な段階で、適切な手法により実施することで、区民等が真に必要なとする施設の整備へと繋げていくことをめざします。</p> <p>これを、施設整備にあたっては、当ガイドラインを踏まえて、世論調査等のアンケートや、意見公募（パブリックコメント）、意見交換会・懇談会などを実施します。その際は、区民（住民票をもつ者全員）を含めた関係者が十分対応できるスケジュールを作成および周知し、関係者が望ましいと判断した手法により実施することにします。これにより、区民が真に必要なとする施設の整備へと繋げていくことをめざします。とする提案をします。</p>	C	<p>区民等への意見聴取の手続きを行う際は、意見の取りまとめに必要な期間を確保する視点を持ちながら手続きを進めていきます。</p>
32	<p>全体方針編 P.125 「区民参加の手法・ルール」</p> <p>各作業ステップの時期が明記されていません。つまり時間軸の設定がありません。全ての計画にはゴールと各ステップの期限が必要です。</p> <p>時間軸の設定が数値化されていないと、住民などが対応できないスケジュールを組み、手続きを形骸化させる余地が生まれます。</p> <p>本書は施設の総合管理計画ですので、単に出典を引用するのではなく、このように時間軸もはっきり明記した図表にすべきだと思います。</p>	C	<p>対象の土地、施設や規模等によって想定される期間が大きく異なるため、ご意見として受け止めさせていただきます。</p>

(8) 全体方針編 第7章 総合的かつ計画的な管理の推進に向けて に関すること

意見 番号	意見	反映 区分	意見に対する区の考え方
33	<p>全体方針編 P.128 「施設保全情報管理システムによる計画の運用(区有施設)」</p> <p>工事コストについては他自治体の実績を共有することも検討してみたいかがでしょうか。幅広い実績値で適正コストが精度良く出せる可能性があります。</p>	C	<p>複合化や高層化の状況が自治体により大きく異なる面はありますが、他自治体の事例・実績を研究することは重要であると考えております。</p>
34	<p>「データの全庁横断の活用の促進」</p> <p>「第7章 総合的かつ計画的な管理の推進に向けて」のなかで、「一元的な情報管理」に取り組むことが記載されており、意味のあることであり、賛同する次第ですが、「現在は庁内サーバ方式で施設管理課のみでの活用となりますが、将来的にはクラウド化して全庁での運用を目指していきます。」との記述は、「現在のシステムは、庁内サーバに搭載されているので、そのシステム機能とデータは、施設管理課でしか使用できない。将来的にクラウド化して、同課以外からもアクセスして使えるようにすることを目指している。」という意味であれば、理解不能です。庁内サーバ搭載であっても、全庁で使用することを是としているのであれば、全庁での使用を即刻開始すべきと考えます。できないのであれば、理由はクラウド化されていないことは考え難いと思われます。本当の理由が記述されるべきだと考えます。或いは、詳しく正確な説明がなされると有難いと思ひます。</p>	A	<p>ご意見を踏まえ、「システムの運用当初は、施設経営課が中心となり保全計画の作成、施設台帳の管理、及び施設図面の管理において活用し、その後順次運用範囲を広げることで、施設保全情報を関連部署とより一層共有して活用していきます。また、当初は庁内サーバ方式のシステムとしますが、将来的には庁外からの情報アクセスやBCP対策を視野に入れ、セキュリティの確保されたクラウド方式への切り替えが可能なシステムとします。さらに個別事業のコスト管理機能を追加するなど、機能の拡張性に優れたシステム構成を検討します。」に修正します。</p>

(9) 個別施設編 第2章 各施設の紹介 に関すること

意見 番号	意見	反映 区分	意見に対する区の考え方
35	<p>「③避難所の指定状況」は、当該施設（建物）自体が周辺等の避難場所に指定されていることを記載する欄ですか？それとも、当該施設からの避難場所が指定されていることを記載する欄ですか？⑧麴町二丁目公共施設の「避難所の指定状況」として、「麴町小学校：避難所（地震、洪水〔神田川・荒川〕、高潮、土砂災害）」と記載されており、麴町二丁目公共施設の避難所が番町小学校としてされていることを表していると推測しますが、一方、⑩高齢者総合サポートセンター（かがやきプラザ）の「避難所の指定状況」には、「福祉避難所」と記載されていて、かがやきプラザが福祉避難所としてされているものと思われ、異なる意味の記述が施設ごとに異なっているのではないかと思います。どちらを意図する欄（データ項目）なのか教えて下さい。異なることが記載されている建物については、訂正が必要かと存じます。</p>	D	<p>③避難所の指定状況は、当該施設が避難所に指定されていることを記載しています。麴町二丁目公共施設のうち、麴町小学校の部分が避難所に指定されています。また、高齢者総合サポートセンター（かがやきプラザ）は、福祉避難所として指定されています。</p>

## (10) その他

意見 番号	意見	反映 区分	意見に対する区の考え方
36	<p>千代田区行政にはいつもきめ細かい対応をしていただき深く感謝しております。私も25年間千代田区に住んでおりますが、平常時は行政において大きな不満なく、安心・快適に暮らしております。</p> <p>ただ大地震等の天災に対して、千代田区の特徴ですが昼間人口と夜間人口は大きな乖離があり、また千代田区内の地域ごとの特性も大きく相違しており、その観点からも防災対策が十分かどうかについて不安が大きいです。</p> <p>特に帰宅困難者が60万人前後なのに対して、民間の同受け入れ可能人員数が5万人程度にとどまる状況にあるようで、千代田区公共施設等も単にその施設や住民の避難だけの防災対策だけではなく、帰宅困難者の受け入れ対策も強化していただきたいと存じます。</p> <p>千代田区内に住所、勤務先や通学の学校がある人はそこにとどまるという選択肢もありますが、それ以外の人はとどまる場所がありません。</p> <p>現状は住民以外の帰宅困難者がとどまれる外堀公園はトイレも限られており、雨を避ける施設も小さく、寒い日や雨の日、夜間は避難も困難な状況にあります。他の公園も同様の状況にあると存じます。</p> <p>人権の面からも住民や通勤通学者と、それ以外の帰宅困難者を避難所等で区別して受け入れ可否を決めるのは現実的には困難かと思えます。</p> <p>最近千代田区も帰宅困難者対策をいろいろ講じておられるようですが、公共施設等の総合管理計画においても、住民や勤務者、通学者以外の帰宅困難者に対する受け入れ強化を方針として明示させていただきたくお願いいたします。</p> <p>千代田区所管以外の、国ないし東京都等公的機関所管の施設や広場も千代田区にある施設等については帰宅困難者対策を推進していただきたく、関係先とご連携、ご調整いただきたくお願いいたします。</p>	B	<p>帰宅困難者の受入については、全体方針編 P.64 に記載の「千代田区地域防災計画」で対応方針等を定めております。特に、区の公共施設等については、区民や施設利用者を対象とした応急対策活動の拠点（避難所等）として活用することとしております。</p> <p>本計画としては、区有施設全般の管理・保全に関する計画であるという性質を踏まえ、全体方針編 P.70 に記載のとおり、「地域拠点としての役割を果たす」という方針に取り組みます。</p>

意見 番号	意見	反映 区分	意見に対する区の考え方
37	<p>いきいきプラザに銭湯を 番長麴町地区には銭湯がありません、一日中誰とも話すことなく暮らす独居浪人にとって銭湯は大切な生存確認ツールです。現在いきいきプラザに有る風呂は年寄りが予約をして3～4人しか使用できないと聞きます、そこで少し大きくして 夜8時か9時までで良いので誰でもが使える銭湯にして頂きたいです 麴町のバンドーシュが閉めて依頼近隣住民が署名活動等していましたが、新しい銭湯ができる見込みがありません 番町麴町地区住民の切実な願いです、どうかよろしく願いいたします。</p>	C	個別施設の整備要望については、所管課に共有いたします。

※いずれのご意見も原文のまま掲載しています。